

# 婦人少年と



3 号

婦人少年協会

表紙絵……………展示美術協会  
カッパ……………倉石隆、長谷川章

時評

◆児童福祉週間にさいして

◆選挙のあと

◆メーデーのかげに

西 清 子

児童福祉週間にさいして

児童福祉週間が、ことしも多彩な催しをもつておこなわれた。児童憲章がしかれてから三年目だが「はたして子供は守られているか」という問いに対しては、おそろしく誰の答も同じである。この児童福祉週間にさいして、あるながい歴史をもつ社会事業家が「児童憲章の文章はあまりに長すぎ、そして美しすぎる、それよりも、一つでも多くの抱児所がほしい」と性急になうたえているが、これは、あらゆる守られない児童の問題の、カンの一角からの発言にすぎない。いまさら数字などをあげて、これら守られない子供の実情をいつてみても、どうということにはならないかもしれないが、念のためならべてみると、まず貧困などのために学校へゆけな不就学児童が七十万余、東北その他の農村から富裕農村へ、あるいは都会の特飲街へ売られてきた少年少女は昭和二十五年末で七百人あま

りとなつてゐる。保育所は必要収容児は四十万人なのに、現在は三十万人しか収容されてゐない。遊び場を持たないことから、街頭で交通事故により死亡する児童は毎年千人以上、母子寮は二万七千世帯が救われているだけで、まだ四万世帯が残されている。栄養失調児も千に近しい。孤児や街頭労働の子供のための施設や保護も十分の「しか手がついていない。こうした中で、数は少くなつたとはいへ、凶悪化しつつある少年犯罪、未青年者のパンパンやら、問題の基地の子供、ふえゆく混血児の問題など、数えあげてゆくと、これだけでも、日本の政治の課題としては手一ぱいの忙がしきだらうとおもう。であるのに、児童福祉費は、昭和二十七年度は前年の九億円から六億円に減らされ、二十八年度は政治の空白のため、いまだに責任額が明らかになつていない。

はいつレールにのるかわからない状態である。けれども、国会や政府に対する不信にあきました心ある大人たちは、このような状態にたいして、もう待つこともなく、それを前に立ち上つてゐる。「全国子供を守る会」の発足や、目だたない街や村の片隅に、自分たちだけの手で保育所をつくり、母の集りなどを待つて、子供の幸せに挺身してゐる、いくつもの事例は、公約だけで終る政治のなかで、せめてもの明るい救いである。中央地区から引きあげてきた子供たちに、日本の動物園を見せたり、五月の鯉のぼりを送つたりする親心など「子供を守る会」の実行した巧まない愛情の仕事であるが、直接に関係のないもので、何かボツとさせる。けれども、このようなおたがいの個人の仕事ばかりが、社会福祉の本筋ではない。いろいろな仕事を通じて親たちの心の結び目が堅くなり、やがてそれが、次の政治への大きな発言力となるにしても、社会の幸福をはかる責任は、やはり政治にあることを常に主張したい。

選挙のあと

二つの選挙を通じて、一般には低調だったという批評が多い。たしかに投票率は十月選挙にくらべてみても少しし、それだけ棄権が多く、なかでも婦人の棄権は男子よりも多かった。しかし、棄権率の多かったこの選挙が、結果としてはかえつて興味のある答をだしている事実はある。あながち投票率が問題をはかるバロメーターでないことを物語つていないだらうか。

た国会で、またもや身売り同様なやりとりで政権が確立するが、あるいは、まじめな民主主義ルールによつて、弱体とはいへ理の通つた方法で政府が出来るか、私たちにとつても政治教育の材料は、またふえたわけだ。

つに「最低八千円ベース」の獲得を高くうたつてゐる。いま日本の金労働者の約半数は、この八千円ベース以下の生活者である。しかも八千円にははるかに遠い、三千四百円クラス労働者は、中小企業の町工場や下請工場や農村の家内工業に群つてゐる。そして、年少労働者や中年の婦人労働者が、その層を形づくつてゐる。生活の支柱である男の労働者でも、八千円は上の部といえよう。停電や休電日には、一はやく影響をうけるのもこの階層である。

メーデーのかげに

第二十四回メーデーもおわつた。とくに東京では、心配されてゐたような、さわぎもなく、平穩に勤労者の祭典らしい一日が持たれたことは、何よりであつた。

二十万の人員と、数百のトラック、装甲車、ラジオカーそれに、空にはヘリコプターまで用意されたといわれる、取りしまり当局の物々しさは、警官メーデーの出現がと、皮肉な観察もあつたが、この武裝集団と、丸腰集団とのあいだには、何ら喧嘩をする理由はない。一人の検束者も、まして暴力もない祭典は、やはり後になつてもたのしい。

また、一か月平均二百時間一日八時間、二十五日稼働というお役所の算定は、実際は、一日十二、三時間、せいぜい二十二日稼働という労働の実情が、これらの人達の、労働基準法適用工場なのである。殆んど例外なしの賃金賃金のために、八時間労働では安い工賃で幾らにもならず、長時間の労働を無理するのだが、結局は疲勞のため働らく日数は少く、低賃金は根本的には何にも解決されない。いまだき工場のなかで、赤ん坊に乳を含ませたり、小さい子供の鼻をふいてやつたり、おしつこの世話などしながら働いてゐる母親がある。といつたら、そんなことは例外だといわれるだらうか。

メーデーの示威は高らかに五月の空にとどき、働らく人たちに新しい自信と勇気をうそつけてくれる。だが、この大集団のかけには組合もなく、労働者の何であるかも知らず、封建的な賃労働に身をけすつてゐる、多くの働らく人々のあることを、もう一度考えてみたい。

(読売新聞社資料部)

すなわち、衆議院では、自由党の絶対多数が割れ、革新政界の僅かながらもの伸びかた、アイマイな中間政界の退潮といった国民の審判は、投票者の良識のあらわれであるとおもう。その代りに、中党分立の混乱がもたらされたといえるが、しかし自由党のような一つの政党が絶対多数をとるというようなことは、政治教育のうえからもよいことではなかつた。一党独裁の傾向は民主主義国会ではないから。だから中党が分立して、この新しい課題の下で、どうすれば政局が安定するかを、政界も国民も、まじめに考え合うことは、一つの訓練だとおもう。

一票を投じたおたがい有権者は、直接には政権のゆくえについて何にも発言権は持つていない。けれどもこれについて考え、これをみ守ることは出来る。どのような状態に政局が一応落ちつくにせよ、それが真の民主主義的ルールによつてえられた結果かどうか、それは近い将来にきまることがある。

政策棚あげの人間同志の醜態な喧嘩で解散し

# 国際連合婦人の地位

## 委員会に出席して

藤田 たき



が直接任命する重要な地位であります。ミラー女史は民主党の支持者であり、党の運動のため相当額の献金もしていられたとの事です（これはアメリカに於いては、公務員に許されていません）が、ただ女史に代る極めて有能な人がいまだみつからないので、人選がおくれていると云うわけでした。このような政治的任免が、相当はびく、行われているのでした。

今日アメリカにおける大きな問題の一つは、季節労働者と共に南から北に、北から南へと、或は暮つみ、綿花つみ、或は馬鈴薯、玉葱の収穫と、仕事を逐うて流れる年少者の問題であります。極度に狭い、しかも非衛生な、掘立小屋に、大人たちと雑居し、学校にもいけず、野ばなしにされている、これら年少者の群は、実にめづまれぬ人々でありまして、富める国アメリカの暗い存在であります。これら年少者に少しでもよい環境を与え、又或る程度教育も受けさせ度いと、種々方法が講じられはじめは居りますが、収穫時には、学校も臨時休校となりがちで、いつも収穫をおつて移動する年少者にとつては、臨時休校の連続と云うわけですが、それに猫の手もかり度い繁忙の季節故、労働法によつて禁じられている十六歳以下の子供たちも、大人にまじつて炎天下、重労働にたずさ

婦人と年少者

去年スイスのジュネーブで開催された、国際連合婦人の地位委員会が、今年は、ニューヨークの新装なつた国際連合本部で、三月十六日から四月三日まで開かれ、私は再び、政府の公式オブザーヴァーとして、出席することを許されました。今年こそは婦人週刊を日本で過したいと、急いで帰国いたしましたので、往復よせて僅か一か月の旅となつてしまい、まことにあわただしいことでしたが、四年ぶりに訪れたアメリカについては、いろいろお話ししたいこともありすが、そのうち婦人少年局に關係のあること、一、二をひらつて見ましょう。

久し振りで共和党が天下をとつたのでありますから、所開政策を決定するよう高い地位にある民主党員又は民主党支持者は、ぞくぞく職をおわけています。かのルーズヴェルト夫人が、長らく手塩にかけた国際連合人権委員会を辞されたのも、そのあらわれの一つであります。が、私がアメリカを去る頃には、労働省婦人局長、フレグ・ミラー女史もあぶないと専ら噂でして、アメリカにおいては婦人局長は大統領

傾ける人々にとつては、何等の不便を感じず、言葉の流れるまに聞きとることが出来るのです。この同時通訳の技術こそ、言語の相異による国際理解の障害を、見事に乗り越えるものであります。

さて婦人の地位委員会は三月十六日、午前十時半開かれしました。辟頭第一、即ちまだ議長が会議の成立を宣する前に、恒例（？）通り、「会議の構成に異議あり」として、ソヴィエット代表より、「台湾に亡命する国民党代表を退席せしめ、四億五千の国民を代表する中共政府代表を迎えよ」の動議が提出せられましたが、これも恒例により、「婦人の地位委員会の権限外」と退けられました。

ついで、役員選挙にうつりましたが、過去四回にわたり名議長の名をほしいままにした仏下院副議長の名をもち、マダム・ルファージュは五度、議長となることを辞退し、後任として、ドミニカン共和国のバーナディ女史を推せんし、同女史は満場一致えらばれました。マダム・ルファージュの才気煥発、鋭利たる議長ぶりに比し、いささか拍子ぬけの感がありましたが、はじめとしては、まずそのない議長ぶりでした。

会議成立後、真先に発言をもとめたポーランド代表は、何故にグループB婦人団体の一つ、婦人国際民主同盟（日本に於ける婦人民主クラブもその加盟団体）代表（カナダ人）が、アメリカ政府によつて入国をばまれていたかと、つめより、遂に、この不可解なる事情を、経済社会理事会が、来るべき会議において、調査す

わることと確信なく、心身の發育が妨げられる例も多い状態です。これ等季節労働者とその母は、主として黒人や、スペイン系アメリカ人、メキシコ人等でありすが、去年などその中に、二、三の日本人も発見せられております。又娯楽場、殊に、ボーリング、アレーに働く年少者の問題も、だんだん大きく取りあげられて居ります。大人たちが大きな重いボールを投げ、愉快にあそんでいるそのかげに、年はいかぬ少年労働者が、ボールを投げ返し、倒れた柱を起す超スピードを必要とする労働に、汗みどろになつて居る姿を、漸く大人たちが問題にしようとしたのです。パチンコの機械の間にはさまれて、夜おそくまで働く日本のアルバイト学生や、年少労働者の問題が想起される事が、このボーリング・アレーではボールにあたつて腹膜炎をおこしたり、指を折つたりの事故もあつたりして、問題になつて居ります。

最低賃金のこと、帰還兵士と就職の問題等々まだ述べたいことも多いのですが、本題の婦人の地位委員会に戻りましょう。

国際連合には総会があり、安全保障理事会、信託理事会、経済社会理事会があります。その経済社会理事会のもと、先に述べた人権委員会と肩を並べて存在するのが、婦人の地位委員会です。そしてこの婦人の地位委員会は人類の半以上をしめる女性が、ふしあわせであり、しいたげられて居る限りは、この世の中に眞の平和はあり得ないの信念のもとに、婦人の地位を、あらゆる面において、男性のそれにまで引きあけることを唯一の目的としているのであり

ます。

婦人の地位委員会は、ビルマ、バリエロ、ラシヤ、チリ、中国、キューバ、ドミニカン共和国、フランス、ハイチ、レバノン、ネザランド、ニュージランド、パキスタン、ポーランド、ソヴィエット・ラシヤ、英国、アメリカ合衆国、ヴェネズエラとイランの十八か国から構成されていますが、イランは国内事情のため代表を送つて参りませんでした。

これ等委員国代表の外に国連の専門機関即ちILO（国際労働機関）やユネスコからも代表が出席しましたが、後者からは先頃来朝、各地の婦人週刊行事に参加し、大きな足跡を残した、スウェーデンの人、ミルダ女史でありました。

これら婦人の地位委員会正式代表は、凡て政府代表であります。この外多数の非政府機関代表が出席しております。グループAに属するものは、世界自由労連、世界労連や国際連合協会代表、グループBに属するのは、国際婦人同盟、国際大学婦人協会、国際婦人平和協会、国際婦人職業連盟、国際YWCA等々二十余団体を数えました。しかしこれらのいわゆる舞台の上にある人々の外に、忘れてならないのは、舞台からで、会議のつづく限りは、終日働きつづける、通訳者の一団であります。この会議で用いられた国語は仏語、英語、スペイン語とロシア語の四つであります。絶えず四人の通訳者が控えて居り、例えば代表が英語で話して居れば、それを仏、露、西語に通訳するのですが、これが全く同時通訳で、イヤフォンを耳につけ、ダイヤルを自らの好む国語にまわし、耳を

ることが、大多数をもつて可決されました。今日アメリカ合衆国において、幾分でも思想を異にすると考えられる、個人、或は団体に對し、あまりにも神経過敏な態度がとられ、且つ圧迫が加えられていることは、残念なことでありす。いわゆるマカシズムの蔓延は、アメリカ國民にとつて、大きな不幸であると云わねばなりません。

会議第一の議題は、既婚婦人と国籍の問題でした。婦人が、外国人と結婚をすることによつて、機械的に自らの国籍を失い、且つ夫の国籍を獲得するにも、種々の困難がその前に横たわつて居るため、全くステートレス、即ち国籍喪失者となつてしまふことは、決してめづらしいことではないのであります。そして国籍のないものは多くの権利、中でも政治への参加の権利など全く認められないことは周知の通りであります。故に婦人の地位委員会は、数年前からこの問題を取りあげ、且つ国際連合国際法委員会に對し、可及的速やかに、条約草案を作成することを要請して来たのですが、今日まで何等決定を見ないのに業をにやし、今度の会議において婦人の地位委員会自ら条約草案をつくり、経済社会理事会に對し、国際連合加盟国政府に、これを送り、批判を求めることを決議いたしました。これによれば、条約国は法律上、慣習上、国籍に關し男女の差別をつけないこと、他国人と結婚したため、機械的に国籍を喪失するなどのないよう、又帰化条件を男子同様とすることを要求して居ります。これは内政に干渉するものである理由のもとに、ソヴィエット陣營

婦人と年少者

による反対があれましたが、大多数をもって可決され、経済社会理事会に送附されました。

第三の議題は、私法と婦人でありましたが、これはあまりにもぼろ大な問題であり、且つ専門的でありましたが故に、議論が活発に行われたとは云えませんでした。日本に於ける如く、民法上、男女が全く同等の権利を有するのは、むしろ例外であります。例をアメリカ合衆国にとつて見ても、極めて当然と思われる権利さえ、婦人、殊に既婚婦人が持つていない場合があります。或る州においては、母は親権をもたず、或る州においては親権は父にあるが、父親の死亡までは父のみにありとするもの、又或る州においては、男児に対しては母の親権は七歳にして終るが、女児に対しては九歳までなど、ばらばらの状態であります。既婚婦人の財産管理権なども大いに制限している国があります。婦人の地位委員会は、国際連合事務局総長に対し、次回婦人の地位委員会までに、この問題について掘り下げた研究調査を要請し、且つ経済社会理事会が、国連加盟国政府に対し、夫婦の平等を確立する。あらゆる処置を講ずべきことを勧告することを要請いたしました。

第三に婦人の政治的権利の議題のもとに、去年開かれた第六回婦人の地位委員会の勝利、収束に対する心からなるよるこびが、代表一人々々によつて、感謝のうちに発露されました。と云うのは第六回婦人の地位委員会は、男女が平等の参政の権利を享受し、男女等しく、公職につくことを得べしとの条約案を可決したのであります。

りますが、これが経済社会理事会を通過し、先頃の総会において承認され、三月三十一日、遂に各国代表による署名にまで達したからであります。世界において未だ半数が国は、女子に参政権を与えていないのでありますが、この条約が効力を発することによつて、男女の政治的権利の平等化に対し大きな期待がかけられるわけであります。

第四議題同一労働同一賃金に關しては一九五一年に、同一労働同一賃金条約がILOによつて既に採択され、三か国以上の批准によつて、効力を発していることに對し、満足の意が表明され、男女同一労働同一賃金が、労働者の能率を向上し、且つ労働の移動を減少するが故に、経済社会理事会が、今後とも、各国によるこの原則採用の傾向を助成することを要請し、且つ国際連合事務局総長がILOと協力して、世界各國に於ける本問題についての正確なる情報を提供することを決議いたしました。

この外婦人の経済的機会（パート・タイムの問題）、婦人と教育、国際連合並びに専門機関に働く婦人の問題等、盛沢山の議題がありました。が、紙面なく書きつづけることが出来ません。要するに婦人の地位委員会は、決議機関であり、その決議によつて、経済社会理事会、或は事務総長に問題の所在を明かにし、善処方を要求する権限をもつてあります。又各國政府代表がこの会議に出席し、問題に關する各國の情報を入手し、討論に参加することによつて、婦人の地位向上に對する情熱を更にやし、世界の世論を喚起すると共に、婦人の上は、自國政府に

対し報告するのでありますが、非政府団体、殊に婦人団体は、各國政府に對するプレッシャー・グループ（圧力団体）として大いなる働きをなすのであります。

最後に述べたいことは、この会議にオブザーヴァーとして出席して、つくづく感じたことは、日本の女性性は、世界のいずれの国の女性と比較しても、恥しくない、高い地位を法律制度の上において与えられていると云うことに對するよるこびと誇りでありますが、同時に、この高い法制上の地位に、日本婦人の實際上の地位を近づけることを、私共日本女性一人一人が真剣に考え、且つ努力しなければならぬと云うことであります。

尙今度の会議の大きな特徴として、ソ連、ポーランド並びに、バイエロラシヤの三國、所制鉄のカーテンの向う側の代表の態度が、去年のそれと全く對照的、即ち協同的であつたと云うことです。殊にソ連とバイエロラシヤからは、去年と同じ代表が出席しているのですから、よくあれだけ約束出来るものと、興味あるくも感ずる一方、かくまでマレンコフ政権の新政策が徹底し得ることを考える時、例えは絶望と思われている日本の国際連合参加も、いつかは、ソ連の賛成投票を得て、實現するのではないかなど、明るい予感もおぼえるのであります。

（労働婦人少年局長）

X X X

# 身売防止運動の今昔

藤田竹治

わたくしは、ふとしたきつかけから、今朝うところの「人身売買問題」に取り組んで、満十年間、悪戦苦闘した記録の所持者であります。

今から二十年前、即ち昭和九年の東北凶作の年から第二次大戦の時迄、十年間、わたくしの人生の働き盛りを、この問題に捧げ尽した悔い、をひしひしと感ずるものであります。そして、わたくしの得ている結論は、この問題の解決は「ちよつとやそつとの行政措置や掛け声だけで始末のつくものではない」と言うことであります。

なぜならば、いわゆる人身売買問題なるものは、日本政治の、又日本行政の盲点が集約された姿であつて、国の政治の根本性格の変革に繋がるものであるからであります。

こう言つてしまえば実も皮もなくなるから、今しばらく素直な気持ちで、若干わたくしの感懐を述べたいと思ひます。

その当時わたくしは、一小学校の教員でありました。精神こめて育てた子供も、一歩実社会に果立つと共に、俗世間の荒波にもまれて苦悩

する姿を、黙つて見てゐる訳にはいかなかったのです。

人間の能力や才幹が、決して人生を幸福にしてくれないと言ふことに気がつきました。生れ落ちた自己の環境をものに、九分九厘支配されて、次々と墮ちゆく子供等とその社会機構の矛盾に気がついた時、教え兒達の行方に無関心ではいられなくなつたのです。

わたくしは、学校卒業後の子供達の動向調査の結果、その二〇％が身売的環境に立たされてゐることを知りました。全県一〇万の青年男女の就労状況の調査から二万人の身売娘（若干の男子も含む）の存在を知つた時に、これは一生取り組んで悔いない仕事であり、社会問題であることを知りました。

当時、隣県山形の新庄町に、同じ憂えに立つた、日本キリスト教会の牧師さんがいました。共同戦線を張つてそれぞれ戦者と呼ばけました。朝日新聞の社会事業部、三井報恩会、救世軍、婦人矯風会等々の民間団体が、挙げて起つたのはこの時であります。わたくしが、一時教

壇を捨てて（子供達には自學自習をさせて）、全國を東奔西走したのもその時分のことです。

我が秋田県からだけでも二万の離村娘（當時は村を離れる娘、即ち身売娘と呼ばれた時代です）は、関東東京から遠く兵庫の明石にまで達してゐました。芸妓、踊子から、年取女工、年取女中、子守に至るまで、例外なく「金銭若しくは財物により身心の自由を拘束する如き雇傭契約に立つ者」即ち身売娘でありました。

一村から三十六名売られて行き、一年足らずの間に逃亡一〇名（即ち転落）、傷病者一〇名、死亡六名、残留一〇名の記録を留めた東京の或る年取女工の一集団があつたのも、その当時でした。わたくしは、待遇改善の接衝やら、自由職業、奉還運動、告発、提訴等の実行運動をやりましたが、それはめくら蛇の行動でした。

その頃は、労働保護法規とも見られるものは僅かに工場法、同附屬寄宿舎令、労働者災害援助法位のものであつて、誠に原始的なものでした。勿論、厚生省も労働省もなく、僅かに内務省社会局に工場監督課と有り一課があつて、労

勤者の保護に當つては、程度の時でした。わたしは、吉原、堀の街、神郡、浜松、一の宮等を通じて、一人では無理なほどは東京に立ち寄り、激励や協力やをいたした当時の先達者を思い起します。

市川房枝先生、山崎しげり先生の肝入りで、日比谷の松本樓で二三回「東北の難村娘の実相を語る」座談会など開いて下さった思い出もあります。

既に亡くなつた方は別として、今知名の士で当時激励をいただいた方々に、前記二先生の外に、山室民子、谷野せつ、久布白落実、丸岡秀子、河崎なつ、竹内茂代、平林たいの諸先生、又、男の方では社会事業大学の木田徹郎、朝日新聞社の矢島九洲男先生を思い出します。

当時の身売防止運動は、基本的人権の侵害とか、労働者の地位の向上とかという本質的なものからの出発ではなく、只単に可哀相だと言う、人道的見地に立つて、純社会事業的感覚から若干の民間人が慈善事業的に取扱つたに過ぎないのであつて、現在の場合とはかなり質的な相違が認められます。

然し運動そのものは単一であつて、民間運動一本であつたから、熱がこもつていたし、徹底的に或る成果を見ずんば止まずの気概があつたことは、高く評価されてよいのではないかと考えられます。

朝日出世資金とか、婦女就職資金という形で具体的に救済された者も相当数に達していたし、施設としても相当なものもなされたものでした。

わたし自身も、県社会課の社会事業主事補として婦女の就職指導専門を委ねられや秩序立つた仕事が出来たようになりました。

わたしは劣悪な労働条件で出稼ぎしている人達の諸調査のために、満洲・樺太の樵夫の業態、北洋・北海道の漁夫、カニ工船から、関東地方の農奴、東京・中京・関西の接客婦、浜松・一の宮方面の前借年工女の生業を役人として諸調査・諸救済に没頭出来たのも、只管社会事業的見地からの甘い考えから出発したものでした。

兎角する中に戦争が始まり、一切の労働力は人的資源、軍需労働としてかり出されることになり、わたしは役人としての立場も初志と違つてまいりました。

同時に、わたしは社会事業的見地から身売防止と言うことが不可能だと感ずるようになりました。即ち教育的立場から、社会事業的立場へ、そして又政治的に根本革新をすることなしに我が国の（世界いづれも同じことながら）人身売買を根絶することは不可能なことをさとりました。

大平洋戦争直前の「新体制運動」こそは、日本の政治体制を交えるものであるとの錯覚から、翼賛運動に飛び込み、そのため戦後追放され、わたしは身売防止運動は終末を告げた訳であります。

その後自らは魚屋と土建屋を兼業して、専ら前半生苦勞をかけ通した妻子の扶育に士族の商法を繰返しています。

X X X

「人身売買問題の展望」という稿を記しています。が、当らずと雖も遠くないとの確信を持つておられます。

最近よく「往時の防止運動と今のこれとはどう違うか」という質問を受けます。私は今これを簡条書きに書いて見ます。

○昔は純平たる民間運動の人道主義的社会事業であつた。

○今は凡百の官庁が率先して取り上げ、阻止しようとする一応の法規と機関が揃つていて、役人が主体となつてやつていて。

○昔は言語同断ともいふべき極悪非道の雇傭主が多かつた。従つて生命の危機、貞操の危機に泣きぬれる態のものが多かつた。

○今は質的に、そのようにひどいものではないが、資本主義的産業構造の矛盾から巧妙に搾取せねばならぬ業態が依然として残存していること、及び敗戦の副産物と見られるものが多い。

わたしは、今の身売防止運動はやろうと思えばやれる体制にあると言いましたが、然し又反面昔と比べてやり難くなつていいる点も確かにあると思います。

それは皮肉な事ではあるが、役所の数があまりにも多くなつたという点であります。行政機構の細分化複雑化がこうさせるとでもいうのでしよう。役人の数が殖えたら、人民が幸福になるだろうと言ふ方は全くナンセンスであります。

まず、わたしは今の頃は県の社会課という一課に五人の社会事業主事補がいて、今の県の民生部と、労働部の仕事を全部処理してしまし

一昨年の春でした。身売関係の雑誌や資料だけでも、三輪車で一台位ありましたが、大掃除の序でに全部焼却して仕舞つた次第です。全園から寄せられた、身売娘からの涙の手紙類や、身売の雇傭契約書類だけでも柳行李で一ぱいありましたが、文明開化の世の中に再びものの役に立つこともあるまいと言ふことと、壮年期の一〇年一日取り組んだ資料ではあるが、いやな思い出（私は身売娘と言ひあだ名をちようだいでしてました）とも別れる意味で、風呂のたきつけにもした訳です。

冒頭に書いた、意味なき一〇年の悔いを焼き捨てたと言ふ意味でもありました。ところが昨年の春、またまた婦人少年局の徳永事務官が、秋田県出身の身売娘の調査に参らせた車中で偶然一緒になつて、又々この問題を語る機会に恵れた訳です。そして今、又、身売問題が問題になつていいることを知りました。

私は思います。我が国の人身売買問題は、何れも一時中絶して昨今又々再発生したものとは思いません。連綿として続いているのだが、職者や為政者が取り上げないだけの事だつたと思ひます。そして今、一時忘れられたりと雖も、また世の中の脚光を浴びたと言ふことを、心から喜ぶものであります。

婦人少年局の諸調査によりますと、色々なケースとその実数が発表されていますが、あれは勿論氷山の一角であつて、現在人身売買的境地に立つてゐるものは、大胆に推計して三五万から四〇方と見て差支ないと思ひます。

わたしは今この推計の根拠を説明しよう。

らば、この役所だけは、論議の場になつて貰ねば凡百の社会問題は解決致しません。

市川房枝先生とは婦選同盟時代から、たとえ今は魚屋、土建屋の身分でありながらも、連綿として親しくさせていたでいていいる所以は、以上の私の悲願達成のためからであります。それにも増してこの身売防止運動がいつも花火線香式に終るのは、為政者が、特に男性が「身売」そのものは真に社会悪であり、文明国として恥すべき現象だという自意識に到達しておらないからであります。その事は私は男であるから男の気持はよくわかります。それだけに女性中心の役所と、女性中心の民間団体のみがこれを克くする所以でもあります。この前、行政監察委員会に出て見た時も、又要路の高官に逢つた時もその感を深くしました。世論の制裁なき社会悪、真にどうにかせねばならぬという自意識の欠如、綜合された政治と行政、これを解決するより外に途はないと思ひます。

わたしは土建屋であります。特に農業土木をやつています。公共事業費、否毎年二〇〇億の農林漁業資金借入れの途上に、その一割は飲み料と、政治献金に消えろと言われています。その飲み料だけでもつき込んでくれたら、この問題に目鼻がつくでしょう。それをさせるためにはまず、この国の政治性格の改革をさせることが先決ではないでしょうか。

婦人少年局の藤田さん、並びに婦人少年協会の神近さんの御奮起を望んで止みません。

(昭和二八、五、二二)

第2表 雇用労働者の年齢構成 (実数の単位—1万人)

|    | 23年8月末 |            | 23年12月末    |             | 24年9月末     |             | 25年6月末 |   | 25年12月末 |   |
|----|--------|------------|------------|-------------|------------|-------------|--------|---|---------|---|
|    | 実数     | %          | 実数         | %           | 実数         | %           | 実数     | % | 実数      | % |
| 総数 | 計      | 983(100.0) | 978(100.0) | 1037(100.0) | 972(100.0) | 1055(100.0) |        |   |         |   |
|    | 18歳以上  | 885(90.0)  | 884(90.4)  | 951(91.7)   | 900(92.6)  | 981(93.0)   |        |   |         |   |
|    | 18~15歳 | 93(9.4)    | 89(9.1)    | 84(8.1)     | 70(7.2)    | 73(6.9)     |        |   |         |   |
|    | 15歳以下  | 6(0.6)     | 5(0.5)     | 2(0.2)      | 0.9(0.09)  | 0.9(0.09)   |        |   |         |   |
| 男  | 計      | 738(100.0) | 733(100.0) | 775(100.0)  | 733(100.0) | 799(100.0)  |        |   |         |   |
|    | 18歳以上  | 687(93.1)  | 686(93.6)  | 732(94.5)   | 698(95.2)  | 763(95.5)   |        |   |         |   |
|    | 18~15歳 | 49(6.6)    | 45(6.1)    | 42(5.4)     | 34(4.6)    | 35(4.4)     |        |   |         |   |
|    | 15歳以下  | 3(0.4)     | 2(0.3)     | 1.4(0.2)    | 0.8(0.1)   | 0.8(0.1)    |        |   |         |   |
| 女  | 計      | 245(100.0) | 245(100.0) | 263(100.0)  | 239(100.0) | 256(100.0)  |        |   |         |   |
|    | 18歳以上  | 198(80.8)  | 198(80.8)  | 220(83.7)   | 202(84.5)  | 218(85.1)   |        |   |         |   |
|    | 18~15歳 | 44(18.0)   | 44(18.0)   | 42(16.0)    | 36(15.1)   | 38(14.8)    |        |   |         |   |
|    | 15歳以下  | 3(1.2)     | 3(1.2)     | 0.7(0.3)    | 0.1        | 0.1         |        |   |         |   |

る。すなわちこの表で△印を付した数字は、昭和二十五年十二月末の労働者数が、昭和二十三年八月末の労働者数より減少しているもの、印のない数字は、増加しているものを示している。

第三表中、十八—十五歳の男子は工業、鉱業、土建、交通、通信、官公署の諸分野で著しく減少したもので、商業に若干の増加があつても、総数約十四万人の減少となつたわけである。このうち鉱業、通信、官公署の減少は、この若い人たちのみの現象でなく、十八歳以上の労働者におい

ても非常な減少を生じていて、同じ傾向を示している。従つて特に注目する必要があるのは、工業、土建、交通、の三事業における減少である。同じような傾向は、また十八—十五歳の女子にも認められる。

これらの減少した諸分野のうちで、官公署と通信の減少は、昭和二十三年八月末当時には政府事業の労働者も労働基準法の適用をうけていたのに対し、昭和二十五年末のころには基準法の適用外となつたからである（なお、鉱業と農林業の減少理由は、ちよつと思いつきにくい）。

十五歳以下の労働者数の減少は、男女とも工業において最も著しいが、これは、工業的労働には十五歳未満の児童の就業を禁止している（最低年齢）原則から見て当然である。昭和二十三年八月当時には、経過規定によつて、たとえ十五歳未満でも義務教育修了者ならば就業を認めていたので、若干のものが引き続き就業していたが、昭和二十五年においては、工業、鉱業、土建、交通、貨物取扱の諸事業の十五歳未満の労働者は皆無となつてゐるからで

第3表 労働者数の増減 (産業別・年齢別)

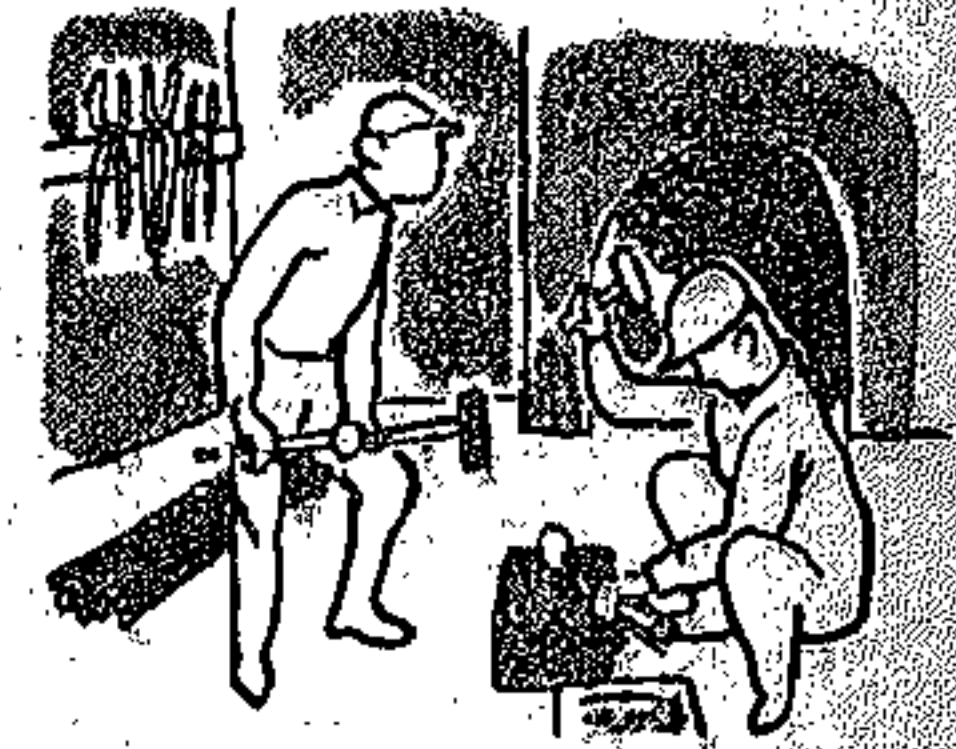
| 法第八条     | 男         |           |          | 女        |          |          |
|----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 18歳以上     | 18~15歳    | 15歳以下    | 18歳以上    | 18~15歳   | 15歳以下    |
| 1. 工業    | 207,564   | △ 34,401  | △ 14,582 | 36,042   | △ 8,773  | △ 25,786 |
| 2. 鉱業    | △ 21,976  | △ 19,824  | △ 1,087  | △ 7,974  | △ 7,114  | △ 616    |
| 3. 土建    | 359,464   | △ 10,271  | △ 826    | 25,566   | △ 2,168  | △ 199    |
| 4. 交通    | 14,871    | △ 47,749  | △ 919    | △ 19,290 | △ 6,565  | △ 192    |
| 5. 貨物取扱  | 37,925    | △ 1,854   | △ 58     | 7,390    | △ 287    | △ 34     |
| 6. 農林    | △ 30,903  | △ 671     | △ 337    | △ 8,291  | △ 404    | △ 197    |
| 7. 畜産水産  | 75,975    | 4,475     | 76       | 4,622    | 206      | 46       |
| 8. 商業    | 171,508   | 17,820    | 539      | 73,941   | 6,696    | △ 679    |
| 9. 金融広告  | 33,605    | 722       | 307      | 8,362    | △ 8,305  | △ 716    |
| 10. 映画演劇 | 5,904     | △ 672     | △ 32     | 7,494    | △ 52     | △ 58     |
| 11. 通信   | △ 163,536 | △ 15,910  | △ 737    | △ 57,896 | △ 25,932 | △ 986    |
| 12. 教育研究 | 40,576    | △ 2,298   | △ 242    | 32,675   | △ 2,845  | △ 273    |
| 13. 保健衛生 | 16,726    | △ 172     | △ 24     | 6,720    | △ 1,300  | △ 297    |
| 14. 接客娯楽 | 21,561    | 555       | △ 57     | 69,059   | 1,718    | △ 125    |
| 15. 消遣と役 | 1,068     | △ 14      | △ 5      | 362      | △ 35     | △ 12     |
| 16. 官公署  | △ 86,778  | △ 5,489   | △ 381    | △ 6,061  | △ 6,197  | △ 262    |
| 17. その他  | 78,158    | 949       | △ 154    | 24,807   | 1,041    | △ 120    |
| 計        | 762,712   | △ 136,848 | △ 19,133 | 197,528  | △ 60,216 | △ 30,793 |

ある。これを要するに、第一表の通り十五歳未満のものが、年々減少するのは労働基準法及び学校教育法の建前上当然且つ望ましい姿であるが、十五—十八歳のものが漸減することは、甚だ憂うべきことと言わなければならない。ただ日本の産業界が昭和二十六年ころから比較的安定した状態になつたと言われることから考えて、次

ここでわれわれは、減少傾向を、産業部門について、もつと詳しく観察する必要がある。第三表は、男女それぞれの年齢層の労働者が、どのように増加又は減少したかを示すものである。

## 少年労働者の減少傾向について

藤本喜八



な労働条件の下に働かされてゐたものと推定される。又、年少の女子労働者は、大規模の工場に多く働いてゐたところから見て、大企業組織の紡績産業で働くのが、その大衆だつたものと

昭和五年末の商工省工場統計に基いて、職工総数に対する保護職工（当時十六歳未満のもの）を保護職工としていた）の割合を算出して見ると男子二八%女子二八%であつた。（なお、当時は、男子の保護職工は小規模の工場に多く雇われてゐたことから見ても、いわゆる見習徒弟として劣悪な労働条件の下に働かされてゐたものと推定される。又、年少の女子労働者は、大規模の工場に多く働いてゐたところから見て、大企業組織の紡績産業で働くのが、その大衆だつたものと

さて戦後の工場労働者中で、年少者はどのくらいこの比重をもつてゐるだろうか。試みに、労働基準監督年報から、適用事業場の労働者数中、労働基準法第八条第一号の事業（工業）のそれを抜き出して見よう。

第一表で明白なように、男子も女子も、年若い労働者が、戦前よりも遙かに高い比率を占めてゐることがわかる（なお、労働基準監督年報は、工場規模別に年齢区分を表示してゐないため、前記戦前の観察に対応する観察を行うことができなかった）。

さて、この表は、もう一つの顕著な事実を、われわれに教えてくれている。それは、十八—十五歳の労働者（保護年齢に該当するもの）が、年々減少して行く傾向である。殊に男子の年少労働者は、比率だけでなく実数までも、年々減少してゐる。

われわれはしばしば「労働基準法がうるさいから、年若い労働者はなるべく採用しない方針をとる」と放言する経営者の声や、求人開拓に苦心するPEESO（公共職業安定所）の職員や学校教師の訴えを耳にしてきた。それが單なる陰口やいやがらせでなく、事実を表明したものであつたことを、この表を目の前にして思い知らされるであらう。

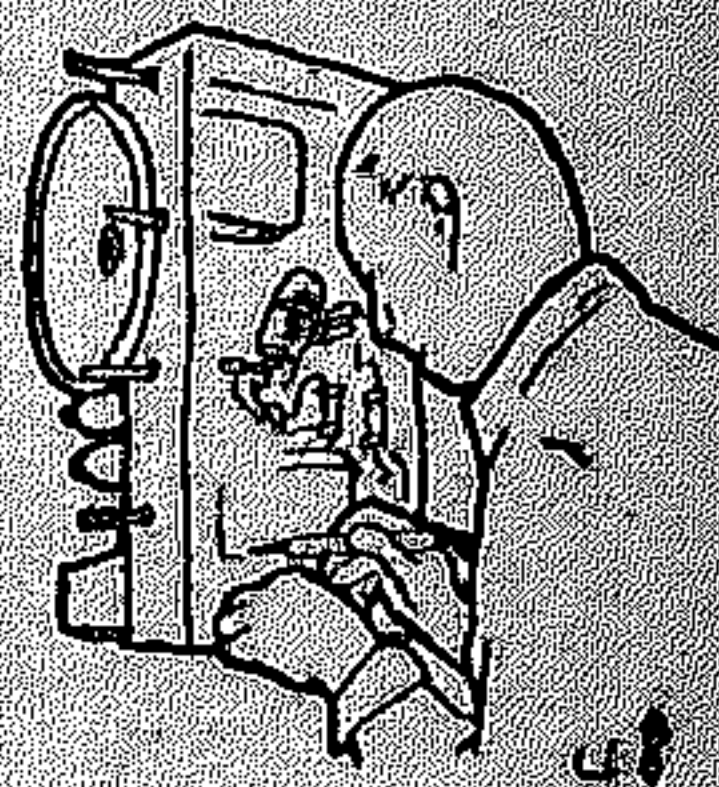
こうした事情は、製造業のみでなく、雇用労働全体にもあつてはまることであらうか。同じく労働基準監督年報によつて観察して見よう。（第二表参照）

第1表 工業の労働者の年齢別構成 (実数の単位—1万人)

|   | 23年8月末 |       | 23年12月末 |       | 24年9月末 |   | 25年12月末 |   |
|---|--------|-------|---------|-------|--------|---|---------|---|
|   | 実数     | %     | 実数      | %     | 実数     | % | 実数      | % |
| 男 | 計      | 308   | 310     | 334   | 322    |   |         |   |
|   | 18歳以上  | 279   | 282     | 307   | 300    |   |         |   |
|   | 18~15歳 | 28    | 27      | 27    | 22     |   |         |   |
|   | 15歳以下  | 1.5   | 1.3     | 0.8   | —      |   |         |   |
| 女 | 計      | 100.0 | 100.0   | 100.0 | 100.0  |   |         |   |
|   | 18歳以上  | 90.6  | 91.0    | 91.9  | 93.2   |   |         |   |
|   | 18~15歳 | 9.1   | 8.7     | 8.1   | 6.8    |   |         |   |
|   | 15歳以下  | 0.5   | 0.4     | —     | —      |   |         |   |

第二表によつて明かなように、十八—十五歳の労働者は、比率においてはむしろんのこと、実数も年々減少して、二年半の間に、男子は十四万人、女子は六万人も減つてゐる。しかもこの期間に適用事業報告が提出された率は昭和二十三年八月—六十一、昭和二十三年十二月—六八・七、昭和二十四年九月—八〇・三、昭和二十五年十二月—八三・七というふうに上昇しており、全労働者数は、男子六十一万人、女子十一万人も増加してゐるというのに。

この歩調でもつて、年少労働者の職場が、ひきつづき減少して行つたならば、一休どうなるのであらうか。恐るべき事態を暗示してゐると言わなければならない。



## 工場教育はもうかる

後藤 安太郎

私共の工場では全員三百五十名の内青年達はみんな夜学生である。夜学を奨励する事と工場の経営とは両立するかどうかという事が私の過去十五年間の課題であつたが、その結果がイエスであつたかノーであつたかは、私共の工場の現実を見ていただくと外ないが、少なくともそれは両立しないという事実は何もない。TWI (Training Within Industry) のような、すぐに役立つ教育をやつてゐる工場は沢山あるが、従業員を夜学の高校や大学へ進んで通わせる工場はあまり見えない。私の方では創立以来の方針としてそれを実行してゐるのである。

高校や大学の教育が、必ずしもすぐに工場で役に立たないのは当然であるが、しかしこういう間接的な科目の多い一般の学校の教育が、工場経営にどんな意義をもつてゐるかという点との見解の相違が、私達の別れ道なのである。私の工場では働きながら夜学へ行つて、卒業したからといって会社を辞めた人は、未だ一人もない。私が夜学生のための職場として工場を経営して見たいと思つてから、それが実現する

までに十五年かかつた。そして会社を創立した時、私はその目的達成のために三十年計画を樹てた。今年は未だ十五年目である。百姓には、苗を植えてから半年後に収穫をする甘藷の農業もあるが、木苗を植えてから五十年百年後に収穫する植林農業もある。

工場の経営の根本は人を造る事から始まる。事業の根本は人だとは誰でもいうが多くの経営者は「人」はどこからか集めて来れるものと思つてゐる。ところがいかに採用試験を科学的にやつて見た所で、そう優れた人ばかりを集められるものではないから、結局経営者自らが人を作るより外ない。

最初私は夜学生のために職場を提供するつもりで工場を作つたのであるが、始めて見ながら、そうでなく「人を造る」事を一つの目的として工場経営をすべきだといふ事がわかつて来た。私の工場経営の目的は「機械を作り、人を作り、富を作る」ことであつて、この三つが正三角形になることを理想と考えてゐる。つまり、Engineering-Education-Economyである。

そして年二割五分の配当金を全部増資のために積立てて来た。そして従業員の方で、過去二年半の間に資本金を百万円から千八百万円に増資した。我々は十年の後に一億円まで達成すると信じてゐる。しかし増資について私は従業員に強制したことは一度もない。

我々のやり方によれば従業員一人当り十年間に二五—三〇万円を蓄積することになる。一千人の工場で実施すれば、約三億円の資本ができる。労働組合が利潤の分配のために経営者と闘争するのは景気のよい話ではあるが、利潤の創造のために経営者と協力するという地味な努力が、結局労働者の幸福を来らすのではあるまいか。社会のために貢献するは勿論である。

デモクラシー教育は生産工場における教育の中心である。一人一人が人間として目覚めて、その神から授かつた天分や経験を存分に生かして、組織的に協力し、互いに異つた立場から意見を交換し、批判し合うことによつて事業は成長するのである。経営者は従業員の意見を絶対に遮ることなく存分に言わしめ、経営に絶対批判せしめるように教育することが、事業の健全な発展を来らすのである。

工場経営者は近視眼的にすぐ役立つ教育だけに止まらず、何年か後に役立つような基本的な人間教育に力を入れることが、事業の永久的繁栄を来らす基である。従業員教育は人事課や教育係に任せておくべきものでなく、社長自らの最も力を入れてなされるべきものである。これこそ事業繁栄の基本問題である。教育はもうかるものだとは私の体験から敢ていう。

の監修年報において、果して十五—十八歳のものの比率が上向くかを確かめなければ、早急の結論も導き難いであらう。  
今回は以上の傾向を指摘するだけに止めてお

(立教大学教授 本会副会長)

### ルーズヴェルト女史の経歴

日・米知的交流委員会の計画によつて、五月二十二日にエリノア・ルーズヴェルト女史が来日し、約五週間にわたつて東京をはじめ各地で講演を行い、同時に、日本の各界の有識者と会見して、意見を交換しました。

女史は故ルーズヴェルト大統領の夫人であることは既に周知のことですが、個人的にも多くの業績をもつてゐます。戦後は主に国連の仕事にたずさわつてゐますが、前後二回にわたつて国連総会の米代表として活躍し、又一九四六年以来、国連の経済社会理事会の人権委員会委員長として、「世界人権宣言」の成立に努力し、又世界各国の人々の理解と協力の基礎となる人権思想の普及に努力しました。

女史は又次ぎの経歴にみるように政治活動、団体活動、著述等を通して米国及び世界のために尽くし、今までに各種の賞を得ており、又二回に「アメリカの良心」とよばれて世界的な尊敬を得てゐます。

エリノア・ルーズヴェルト 略歴

(Anna Eleanor Roosevelt)

一八八四年(一月一日) ニューヨーク市にて、エリ

オット・ルーズヴェルト氏とアンナ(ハール)夫人の間に生れる。私立学校で教育を受ける。

一九〇五年三月一七日 フランクリン・デラノ・ルーズヴェルトと結婚、一女五男がある。夫人はエビスコパリアン(監督派)で、教育、社会、及び政治関係に活潑な働きをし、自由のための賞(一九五〇年)、身体障害者協会の最高名誉賞(同年)等多くの賞を受けてゐる。

一九二四—一九二八年 民主党ニューヨーク州委員会婦人部の財政委員長。

一九二八年 民主党全国競争委員会の婦人活動に関する諮問会メンバー。

一九四一—一九四二年 民間防衛局長補佐。

一九四五年十二月 国連総会の米代表。

一九四六年 国連経済社会理事会人権委員会議長。

一九四九年 国連第四回総会の米代表。

#### 団体活動

ニューヨーク州婦人有権者同盟の副議長。

アルツル・サクラフメンバー

ニューヨーク婦人都市クラブメンバー

コスモポリタンクラブメンバー

一〇万哩クラブメンバー

#### 著書

投票権を得た時(一九三三年)

婦人の職務(一九三三年)

ロビーとベティを通してワシントンへの旅行私の話(一九三七年)

私の日々(一九三八年)

貴方が私に尋ねるならば(一九四六年)

私が記憶すること(一九四九年)

現在のわが国の大学教育に私は賛成できない事が沢山ある。人格を基本とした能力教育に欠けてゐるからである。道徳や宗教による人格教育は静的なものではなくてダイナミックな力の源泉として大切である。人格教育こそ、真に働ける人間を作る基礎である。私は工場経営者であつて、教育の専門家ではないが、われわれの求めているのは要するに「働ける人間」がほしいのである。世界的な観点に立つて社会の奉仕者乃至指導者としての人格による力を備えた人がほしいのである。

旋盤工は旋盤の技能だけ出来れば充分だとは私は思わない。基本的な人格を備えた人間であつてほしいのである。私はそういう意味で、工員の高校や大学への進学を奨励して来た。勿論のために生涯に支障を来すことは少なくない。工場の内部からも私のこの方針に反対の声がたえずあつた。しかし実施以来の十五年間を省みて私はこの方針に誤りのなかつたことを信じてゐるし、今後もこれをつづけたと思つてゐる。

私共の工場では全員月給制度を十年前から実施してゐる。欠勤しても給料は差引かれなないのである。それで毎月の出席率は過去三年を通じて平均九九・五パーセントを維持してゐる。勿論労働組合はあるが、争議を起した事は會てない。経営者と労働者との間には利害相反する事は絶対にないとは私は信じてゐる。

当社では従業員は全部株主で、会社の株式の八〇パーセントは私を含めた全従業員の持分である。我々は不足額な毎月の給料の内から五—八パーセントを、又賞与の二五—三〇パーセントを、

一九五二年十二月一日から十日まで、セイロン国キヤンデイ市で「アジア諸国における年少労働者の保護に関する技術会議」が開かれた。この会議は、諸国の年少労働問題に直面しているアジア諸国が、一九四七年及び一九五〇年のアジア地域会議において、問題解決の方途につき研究す

# 年少労働者の保護に関するILO 技術会議の報告

工藤 誠 爾

るより決議したのに応じ、ILO 理事会によつて招集されたものである。その趣旨については、報告書の冒頭にも記されている。

周知のように、ILO の正式の会議は、労働者、使用者及び政府を代表する者による三者構成で行われるのであるが、今回招集された「技術会議」は、このよ

うな三者構成の会議でなく、専門家が相集り討論する性質の会議で、十三か国の代表二十五名の参加を予定して、労働行政の専門家であつた。

会議においては、予め定められていた四つの議題について、アジア諸国の現状を解説した資料が配付され、これに基づいて事務局側から問題の所在を明らかにし、次いで討論に入つた。連日の暮にめげず討論は極めて熱心に行われ、各国代表は、次々に立つて、自国の現状を説明するなり、自国の提案を行つた。しかしアジア諸国が先進国に比べて、社会的・経済的に低位にある以上、この会議の討論内容も後進性を反映していたのは止むを得なかつたところであつた。

会議の討論の成果は、起草委員会によつてまとめられ、総会の議に附された後、この会議の報告書として承認された。そして、この報告書は、本年九月東京で開かれたことになつて、ILO のアジア地域会議の議題の一つ年少労働者の「保護対策」の討論資料として提出されることとなつてゐる。

左に報告書の主要な部分の抄訳を掲げる。これにより、アジアにおける年少労働の問題の現状とその解決の方途を知ることができよう。

1、年少労働者の職業準備に關する

る、アジア地域における年少労働者の保護に關する技術会議」は、一九四七年のアジア地域会議で採択された「保護法要綱」を、すなわち「ILO の事務局は関係諸国政府の援助を得、アジアの年少労働者の問題を研究すべきである」という要求、及び一九五〇年のアジア地域会議によつて採択された「保護法要綱」の厳格な施行が年少者の雇用可能性に及ぼす影響について詳細に研究すること」を要請する決議に従い、ILO 理事会により招集された。この会議はまた一九五三年のアジア地域会議の議題に組み込まれてゐるこれらの問題を更に討議する序曲としての役割をも有するものであつた。

## 2、参加国は

インドネシア、日本、マレー連邦、パキスタン、シンガポール、連合王国、ヴェトナムであつた。ネエスコ及び世界保健機構(W.H.O.)は代表を送り、又非政府団体たる国際自由労働連及び国際キリスト教労働組合連合はオブザーバーを送つた。

## 3、(省 略)

## 4、理事会が会議事項として定めた項目

に於いて、四種の会議資料が事務局の手で予め準備され、次の順序で討議された。

## (1) アジア諸国の労働力の必要に關連

しての年少者の活用 (2) 一般基本教育及び職業教育の、児童、年少労働者の

職業準備及び保護に對する関係 (3) 職業指導、職業訓練、技能養成及び職業紹介業務に關するアジア諸国における年少者の必要と問題 (4) 工業 (5) 非工業的職業及び手工業 (6) 農業におけるアジアの児童労働及び年少労働者保護に關する問題

これらの諸問題は極めて密接な相互關係があるので、関連づけて追究することが問題解決の第一条件であると本会議は考へた。

## 5、國際労働會議で採択された条約及び勧告、特に就業許可、職業訓練及び技能養成、雇用サービス組織、職業指導及び年少労働者保護に關する條約及び勧告に定められてゐる諸原則、アジア地域會議で採択されたこれらに關係する決議及びこれらに關係する結果等にも照して、本會議はアジア諸国の現在の立場及び諸問題を検討した。

## 6、附屬訓練されたことは、年少労働者の雇用上の地位を改善できる程度は、いずれの国においても、これらのために當てられる資源に限りがあるため、制限される、ということであつた。急速に人口が増加するため情勢は更に悪化した。資源は、経済的發展によつて一般の生活水準を向上する計画を實施するに従つてのみ増加できるが、これらの必要性は緊急であり即時実行を要する。これらの計画の成否は生産性の増加に向けられた労働力をもつと結果

## 7、本會議の議題はこれらの一體的な社会的・経済的必要に關連して討議された。討論は広汎な論議に亘り、年少者雇用の問題を取扱うに關する實際的な示唆が検討された。本會議の主な結論は、次のとおりである。

## (1) 初等教育をすべての児童に施すべきで、できるならば、十四歳までは全日制教育を行ふべきである。このような設備をするための資源は限りがあるので、現存する資源を最大限に利用すべきである。全日制教育を一般的に行い得るようになるまでは、年少労働者に定時制教育を行ひ得るかどうかを考慮すべきである。

## (2) 初等教育は実用的傾向を顯著に帯びるべきである。有能な年少者が、ただホワイトカラーの職業だけでなく、農業や工業における実用的且つ技術的な仕事に就くように準備され奨励されるべきである。

## (3) 初等教育終了後直ちに職に就かない年少者に対しては、中等教育を受けられるようにすべきである。その中等教育は、職業及び技術訓練をその中に含み、理論的の教育と同等の地位を与えられ、又熱心労働者に対する現在及び将来の需要に關連して

## (4) 若し必要とあれば、適格な年少者が就職する前に職業的・技術的教育施設を利用するのを奨励するよう、財政的その他の援助を与えるべきである。技術訓練又は職業訓練を受ける生徒は、それらの訓練から利益を受けるに足る資格及び適性を有することを十分に確めるよう、注意深く選考すべきである。

## (5) 初等及び中等教育を終えて就職する年少者の必要とする助言や援助は、教師及び職業安定機関が与えることができる。年少者の雇用及び職業指導の計画が十分に発達する時期まで、職業安定機関職員及び教師の訓練の中に年少者雇用の題目を含むべきであるし、又熱心労働者を十分に活用すべきである。現存施設の枠内で年少者にこの種のサービスを提供することに特に重点を置くべきである。雇用及び職業に關するあらゆる役立つ資料を十分に利用すべきであるし、これらの情報を蒐集し、周知徹底する方法を發展すべきである。

## (6) 年少労働者の訓練(必要ならば、定時制教育の組織を含む)に對する責任を引受けるよう、使用者を奨励すべきである。この訓練は、特に技能者養成の形態をとる時には規制すべきである。

## (7) すべての児童が就業の最低年齢に達するまで全日制義務教育の施設を

## (8) 少年及び少女は、その特殊の必要、関心及び適性を考慮の上、同等の機会を持つべきである。

## (9) 全般的な社会發展計画及び農業拡大計画の企画及び実施に際しては、適當であれば、児童及び年少者が必要とするものには特に注意を払うべきである。

## (10) 上述の目的を達成するには、すべての関係当局の協同及びすべての施設の完全利用が必要である。しかしながら、政府の活動だけでは進歩を遂げることができないので、政府の政策に對する支持を与論——中でも父兄、教師及びその団体、労働団体及び児童や年少者の福祉に關係ある篤志団体等——から求めるべきである。

## (11) 技術援助拡大計画に基いて、ILO 及び他の國際機關を通じて政府に与えられる援助は、アジア諸国の経済的、社会的發展のための資源、必要及び計画に準拠して最大限に利用すべきである。特に、ILO のアジア地域事務所は、年少労働者に關する業務を強化して諸国政府に重要な援

## 8、適当な初等教育は、おくれた地方において、児童労働を除去するためにすべての児童に必要であるし、又児童がその上の職業訓練を受けるに必要な基礎をつくり、且つ将来において進歩できるようにするために必要である。無償の義務教育をすべての児童に擴張することは、財政上の困難、孤立村落もあること、言語の差異及び一般の貧困等のために非常に妨げられてゐるけれども、優先的に取扱うべきである。すべての児童に無償の義務教育を与へるべきで、このような準備は、できるならば、且つできる限り速やかに、十四歳まで延期すべきである。

## 9、(省 略)

## 10、人口増加率の高いこと——これは現在アジア諸国の特徴であるが——に鑑みて、國民の必要を満たすために教育を擴張する計画を行うには、現存施設を最高度に利用することの必要を認めるべきである。例えば、二部授業、夜間学校、戸外授業、散在し近接してゐない村落に對する移動授業班、簡便で實際的な校舍の利用等のような工夫を行うべきである。同様に、農園や他の環

的に使用するが若しくは或る程度依存している。年少労働者の雇用を規制し、年少者の経済的機會を拡大する方策は、これらの目的に大いに貢献することができよう。

企圖されるべきである。

(4) 若し必要とあれば、適格な年少者が就職する前に職業的・技術的教育施設を利用するのを奨励するよう、財政的その他の援助を与えるべきである。技術訓練又は職業訓練を受ける生徒は、それらの訓練から利益を受けるに足る資格及び適性を有することを十分に確めるよう、注意深く選考すべきである。

利用できない限り、年少者の就業許可に關する法規は、実施しても効果ががない。しかしながら、年少労働者を保護する法規の範圍を擴張することは望ましいことであり、初等教育の施設をどれ程利用できるかということと直接關連すべきである。

助成を提供する。専門家の援助、フェローシップ及び特別な訓練の機会が与えられる際は、アジア諸国はこれらの援助から最大限の恩恵を得るよう努力すべきである。

## 初等教育と義務教育

24

(3) 初等教育終了後直ちに職に就かない年少者に対しては、中等教育を受けられるようにすべきである。その中等教育は、職業及び技術訓練をその中に含み、理論的の教育と同等の地位を与えられ、又熱心労働者に対する現在及び将来の需要に關連して

(4) 若し必要とあれば、適格な年少者が就職する前に職業的・技術的教育施設を利用するのを奨励するよう、財政的その他の援助を与えるべきである。技術訓練又は職業訓練を受ける生徒は、それらの訓練から利益を受けるに足る資格及び適性を有することを十分に確めるよう、注意深く選考すべきである。

(5) 初等及び中等教育を終えて就職する年少者の必要とする助言や援助は、教師及び職業安定機関が与えることができる。年少者の雇用及び職業指導の計画が十分に発達する時期まで、職業安定機関職員及び教師の訓練の中に年少者雇用の題目を含むべきであるし、又熱心労働者を十分に活用すべきである。現存施設の枠内で年少者にこの種のサービスを提供することに特に重点を置くべきである。雇用及び職業に關するあらゆる役立つ資料を十分に利用すべきであるし、これらの情報を蒐集し、周知徹底する方法を發展すべきである。

(6) 年少労働者の訓練(必要ならば、定時制教育の組織を含む)に對する責任を引受けるよう、使用者を奨励すべきである。この訓練は、特に技能者養成の形態をとる時には規制すべきである。

(7) すべての児童が就業の最低年齢に達するまで全日制義務教育の施設を

立した大規模企業においては、使用者は自分のところの働く労働者の子弟のために学校を設けるのを奨励する必要がある。

11、12、(省略)

13、教師の地位と労働条件を改善することは、優秀な職員を充分に募集し、保持するのに必要である。更に、教師の訓練に当つては、実務的事項、保健教育や学校及び社会関係に注意を払うべきである。

14、15、26、(各項省略) 以下省略

年少者の就職と職業指導

27、特別の施設を設置するに際しては、つかる障壁——例えば、財政の不足や職業情報及び雇用情報の欠如、資格を備え且つ訓練を受けた職員の不足、雇用及び職業訓練の機会が十分でないこと並びに各種機関と組織間の調整の欠如——は、一般の雇用業務の拡大及び改善に当つては、学校、一般の雇用機関その他関係ある政府及び社会の機関を活用することによって、現存施設の範囲内で年少者に特別の注意を払うように努力を払うべきである。これら実務的職業指導業務の発展に対する責任は、雇用機関が特に負うべきもので、その活動に当つては、使用者及び労働者の組織並びに社会事業家は勿論、教育當局や大学と密接な協力をするべきものである。

28、アジアにおける職業訓練の機会不足のために、職業生又は技術養成工の就職の可能性は限られているが、雇用政策機関、訓練当局及び使用者間の一層密接な協力は、現状においてさえ、多くの人的無駄を除去するのに役立つており、従つてかかる協力は奨励されるべきである。使用者は、年少者の雇用見込を改善することができるとどうかを慎重に検討すべきである。

29、30、31、32、(省略)

年少労働者の保護

33、年少労働者の保護は可成り進歩をみせてきたことは認められるが、一方で時期尚早の児童労働を除去し且つ年少労働者の健康及び正常の肉体的發育に好ましくない労働条件から年少労働者を保護する法規は、多くの場合工業、それも特に比較的大企業にのみ適用されているのは注目された。普通教育及び職業教育の施設が漸次利用できるようになるに従い、現在法規の適用を受けていない事業場や職業に雇用されている者にも法的保護を漸次拡張するため、絶えず情勢を検討すべきである。

34、時期尚早の児童労働及び好ましくない労働条件のもとに危険にさらされてきた労働者が、現在法規の適用を受けていない年少労働者に対して保護の手を伸ぶことを要求し、支持するに伴つて、以上の努力は相當に促進されるであろう。従つて、主務官庁、公私の団体及び労働者は、年少者の労働条件を調査すべきであり、このような調査の結果はこれを周知させるべきである。

35、雇用できる最低年齢を適当に定めることは、アジア諸国においては最大の関心事たるべきである。この年齢は、義務教育の終了する年齢を十分に考慮して定めるべきであり、又無償の教育施設の発達に伴つて、工業及び非工業的職業における最低年齢を漸次高めるのと同様に、法律の適用を未だ受けていない雇用にも、最低年齢要件を平行して拡大すべきである。実行できる場合、又学校施設がある場合は、就業許可の一般最低年齢を十四歳に定めることを真面目に考慮すべきである。しかしながら十四歳未満ですべての児童を教育できるように国の教育制度を拡大することはさて置き、当座の方法として、もっと低い年齢(例えば十二歳)で児童を就業させることは、保護法規の適用外の職業では、規制すべきである。

36、若手のアジアの国々において広くみられる極めて不十分な保健水準に鑑みて身体検査によつて年少者の肉体的適性を決定することは特に重要である。事情が許すならば、且下のところ設けられておらず且つ健康に対する過労又は危険を含む職業についても、これらの要件は採り入れるべきである。

37、求職者の年齢を決定するのに役立つ出生登録の国家制度は、アジアのすべての国々で採用されているわけではなく、アジアの多くの国々では年少者の外見上の年齢が身体検査によつて定められうるに過ぎない。この方法は、年齢を定める他の方法が発達していない場合には役立つが、できる限り早い機会に出生登録の出生登録を採用すること、又は出生登録が国土の特定の部分にだけ必要な場合は、この制度を拡大する可能性を真面目に考慮すべきである。

38、然るべき実施官庁が就業許可要件の実際の適用を監督しやすくするために、できる場合には、諸々の就業許可要件が充足されていることの法的証拠が確立できる就業許可書の形式で、証明書制度を確立すべきである。このような書類は、使用者が備付け、監督の便のために利用すべきである。

39、年少者が就業を始めた後、労働法規上成人と考えられる年齢に達するまで年少者を保護することは、その健康を確保し且つレクリエーションを行うための、又上級の普通教育及び職業教育を受けるための要求を満たすのに重要である。定期的身体検査による年少者の身体的適性の継続的監視、危険な仕事の禁止又は規制、夜業を含む労働時間の規制、一日及び一週間の休息期間並びに年休を含む適当な休暇および休日に關する規定は、この種の条項が未だ適用されていない職業に、そして年少労働者の雇用機会に逆効果を及ぼさない形式で、事情が許すに従つて採用すべきである。40、41、(省略)

アソケイト

国会への抱負

あなたは議員として国会に何を望みますか

国会はこういうものであつてほしい

神近市子

これまで「国会にのぞむ」というようなことを書く時には、單なる傍觀者の立場で自由奔放に書いたものであつた。ところが自分がそこに座席をもつてみると、その角度が全般的にかわつて来た。否、ともするとまだ以前の角度で書くこととするが、それを意識して新しい角度に自分をおしつけなくてはならないのだから、これを書くのはむずかしい。

私の今の立場は、新しい座席はまだ知らず、古い座席は自分で立つてしまつたというこの二つの席の中間にあるといえる。だから、新しい座席にいかにあつてほしいかということ以外にこの注文はつけられない。

私は国会では、女だからといつて特別の眼で見られたくない。私もすべての陣笠と同じように、すわる場所から署名の仕方まで教わらなくてはならない。そして落ちついた気持ちで議員として低学年の課程を一日もはやく学びとることを

とができるように導いて貰いたい。

第二には、發言の意欲をかんじた時に、女だからといつて阻止されたり、後廻しにされたくない。無論、それは私にはまだ後日のことであろうと思うが、それでも何度も国会に出て来てゐる人たちの苦情をきくと、そんなことは珍しいことではないらしい。それでは矢張り困ると思う。私共は、女を含めた国民に選ばれた者という気持ちで勉強をする気であるのだから、そういう差別待遇は一切受けたくない。

新聞でよんだだけで自分の耳で聞いたのではないが、政府の人々の説明や答弁は大変不親切にきこえる。うまくごまかして突放すとか、機智でかわすことができれば、ヤンヤと喝采のようである。それも困ると思う。対立する政党同志でも、誠意をつくし、面倒もいとわずに言葉をつくす深切が少しは必要であらう。

それから、政府の人は、何でもややこしくむずかしく、私共のような陣笠には難解な文章や難解な数字をかく癖がある。口のうるさい頭のカラッポな陣笠をだませる一手段であらうが、それがブルジョア政府の一特徴である。法案でも税法でもそうである。こんなことも改めてほしいことの一つである。

ともかく入つて見なければそれ以上のことはいえない。(衆議院議員・社会党左派)

働く婦人と子供のために

戸叶里子

婦人議員が世間の興味の対照となつていた時代はも早すぎた。国民代表として考えられるようになって来たことは誠に喜ばしい。

過度期における婦人議員の役割は男子の議員と遜色のない働きをすることであり、同時に何と云つてもおきざりにされ勝ちである婦人子供の問題とも取組むべき二重の責任が負わされている。殊に後者の方の問題の中で緊急を要するものは農村婦人・未亡人対策である。全国未亡人六十九万四千世帯余りとされているが、この中二人の子供を抱えている未亡人世帯が一ばん多く、年齢から云つても三十五から三十九歳の若い働き盛りの人が多いことは考えさせられる。しかもこれらの人の収入は最高が三千円とされているに到つては、どんな生活をしているか想像にかたくな。これらの母子家庭の人々が安心して生活出来る処と子供をあずけて働ける仕事、そして授産所等が早急に建てられなくてはならない。

又子供達の問題としてまず考えられることはどの子供も傷つかないように成長するためにはせめて義務教育をうける間は平等に教科書代やノート代を心配したり、給食費をお母さんの苦

しい財政の中から子供なりの神経をいためつつ出してやらなければならないことのないようにしてやりたいものである。文化国家の建設を歌っている日本が児童の義務教育費さえ国家で十分保証してやれず、働く母親をもつ子供が母親の苦勞を見兼ねて、給食費をたのむことも出来ず登校しないようでは、とても文化国家を近い将来に望むことは出来ないであろう。

私はこの外沢山のことを行つて民生の安定を計つてゆきたいが、それと同時に日本の平和確立のためにはどんな努力をも払わなければならないと思つてゐる。平和憲法を擁護し再軍備に反対するののもその一つである。これらのことを実現するために、国会において一人でも多くの同志を糾合してその実をあげてゆきたい。

(衆議院議員・社会党右派)

## 再軍備費を 社会保障費に

秋元たけ子

紅色の頬、豊満な顔立ち、潑刺として、見るからに幸福さうな子供達がふくいくとして成長し、子供をかかえた未亡人が明日の生活に困窮して死を決するやうな悲惨な世相をなくすために、私はまず母子福祉法の完成に努力します。子供は健全に育てられなければなりません。それは独り母の、家庭のみの任務ではなくして、

人間全体の、換言すれば国家の義務であり、当然の権利であります。

保育所施設を拡充して健全な幼児の身体的、精神的發育に努め、同様な見地から学校給食を法制化する。又、純粋な義務教育費全額国庫負担、育英制度の確立に努力いたします。

今、我が国では毎年凡そ三万人からの人々が、その殆んどが経済的行き詰りから自殺や親子心中をしています。又全般的な婦人の見地から、女性の地位は未だに低められてゐます。「婦人に参政権を与えたのは行き過ぎであつた。参政権を与えたために婦人は生意氣になつた」と未だに相當な地位にある者さえ、そうした非常識な言を公にしてゐます。婦人の良識と良心をもつて、こういう人々に婦人の眞の立場を示唆しなければなりません。しかしながら今当面に差し迫つた問題はまず何と言つても再軍備の阻止にあります。

少くとも、再軍備を肯定する以上は社会保障を、国民生活を犠牲に供さねばならなくなりまゝす。再軍備と生活安定は絶対に両立致しません。戦争の痛手も大きく、又底の浅い日本の経済能力では、「再軍備への予算か」或いは又、「社会保障への予算か」その何れか唯一つを選ぶ以外にはありません。

然も原子戦の今日、十萬や二十萬の軍隊、軍備が果して何の役に立つのでありましようか。その何の役にも立たない軍備が、併し一方日本の国民生活にとつては多大の脅威を与える事は必然なのであります。

こんな軍備は止めて、自主中立外交をもつて

直接唯一の防備とし、生活安定をもつて間接の防備とすること、そしてこんな軍備のために計上されてゐる多額の予算はすつかりそのまま国民生活へ、即ち社会保障へ廻すことこそ、民主政治家としてとるべき眞の道であると考へます。戦争でいためつけられた犠牲者にこそ、挙げて補償すべきでありますし、第一窮乏にあへぐ国民生活にこそ多額の保障を注ぐべきであると考へます。

そこで始めて健康な子供が育ち、万全な女性の向上が実現するのです。いためつけられた未亡人は完全な母子福祉法によつて立ち直り、楽しい日常生活を満喫することが出来るのです。しかもここで重要なことは、以上のような事柄を推進することによつて側面から再軍備を牽制し、又、再軍備を牽制することによつて以上のような事柄はより完全に推進されるという相互扶助の關係を有することです。

私は全力を挙げて、以上の事柄を国会に問う一人たると存じます。

(衆議院議員・社会党左派)

## 九割七分五厘を占める 勤労者の国会に

赤松常子

新しい議員活動のレールを、又すべり出さうとしている私であるが、六か年走りつづけて

ある。ところが日本の政治は、この台所をあずかる主婦の願いや、嘆きや、泣きを、全然閑却してゐるというのがその実情である。

これで、いいものだろうか、否、断じてそうであつてはならない。消費者としての主婦の要求、この政治的につんば機微に置かれてゐる主婦の叫びを、政治の明るみに生かす、ここに我が代表者として選ばれた使命の大きな分野があると、感じてゐる次第である。

勿論、一國の政治は単に消費者だけの問題ではない。また、単に消費者だけの問題に局限しても、それが直ちに、國際經濟の問題に結びつき、同時に再軍備、平和問題に密接なつながりをもつてゐることは、いうまでもない。

私は自分の分野として、政治と台所を直結する日常運動に鈍根をつくすと共に、前に述べた太局的な問題については、正しい歴史の観点に立つて私に寄せられた二十數萬の人々の期待を裏切ることのないやうにと、常に戒心してゐる。

(衆議院議員・緑風会)

編集部では新しく当選された衆議院の金婦人議員に対して同様のアンケートを出したが、選挙直後で御多忙のためか、以上の三氏だけしか寄稿されなかつた。各党からの御意見がほしかつたが、止むを得なかつたことを、一言お断りしておく。なお参議院議員に対しては日子の關係で電話連絡できる範圍の方に御依頼し、この二氏から御寄稿があつた。

——編集部——

て、一つの駅に着き、さて又機関車に水を補給し、石炭を積みこめて、正にスタートしようと思身がまえてみると、六年前の自分の幼なさ、低さが少しづつ、わかってくる。とすると、私もほんの僅かでも生長したのであらうか。

さて、新しい出発には、過去のきびしい批判が土台である。その多くの批判の中の主な結論は、国会という大きな図体を動かして、政治の基準である法津を作つてゆくのであるが、この図体を動かす歯車の方向が、終戦後の大部分の期間中を、反動的なコースへ向けられつづけて来たことについてである。九割七分五厘を占める勤労層のその割合に、国会の地図を塗りつぶす日を迎えるために、国会外の私達のたたかいが強化されなければならない、痛切に思ふのである。民主国家、平和国家の建設というも、この基本が忘れられてはならない。全ては革新的政治勢力が大きく強く我等の国会を支えるやうにしなければと思うのである。

次に国会を眞に民主的ならしめる条件の一つとして、法案が議員自らの手によつて立案提出されなければならないと思ふ。今なお大部分の法案は、政府がお膳立てをして、議員はその前に座つて味を見て、とやかくと文句を云うにすぎない。官僚独善主義を攻撃する前に議員各自の勉強と研究が真剣につくされることである。この点について、私はとくに反省し、これらの力をこの目標にそそぎたいと念じてゐる。

最後に、各議員が各々その政治的活動に専念出来るようにするためには、それぞれの政党がもつと近代化して、財政的にも機能的にも、科

学的に民主的に、整備拡充されなければならない。財政面が不明朗であつたり、単なる徒党であつたりする段階では、良心的な議員も育たないし、従つて正しい政治の幕は明かないと思ふ。金ではこれからだと私は今沈思してゐる。

(参議院議員・社会党右派)

## おしやもじの 心を心として

奥むめお

国会に席を占めて六年間、私の痛感したことは、現在の政治が党利党略に終始してゐて、国民の生活からあまりにもかけ離れてゐることであつた。

私は国会に席をもつたその日から、自分の分野として、日本国中のおしやもじの心を心として働くことを決心した。うす暗い、台所の片隅で、数限りもない多数の主婦が、こうしてほし、あゝしてほしと思ふこと、不合理だと憤にさわることを、おそろく家々のおしやもじの数ほどあるにちがいないそれらの思いを、筋を通して、政治のマナイタの上で解決してゆきたいという念願であつた。

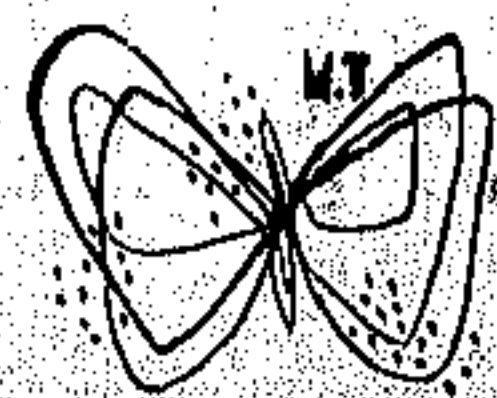
もともと、政治というものは、そう高遠なところにはかりあるものでなく、その実体は私たちの日常生活、とりわけ生命の補給基地である台所に、びつたりと結びつたものである筈で

「一般に『女らしさ』とか『女らしくない』と簡単に云われているけれども、では、その『女らしいもの』というのはどんな性格か、というところを規定することはむずかしい。私達の知っている範囲内でも『女らしさ』という考えが少しずつ変つてきている。一般に云つて、個人差はあるけれども、人間というものは、周囲の社会が要求する型に適合して生きてゆこうという意識的な、あるいは無意識的な傾向をもつてくるものであるから、この所謂『女らしさ』なるものも、一体何処までが社会的環境のつくり出したものであり、何処までが本質なのであるか、ということは大変興味あることである。

私はよく、所謂世間的な女らしさを全部かなぐり捨てて、なおかつ残っているものが、本当の『女らしさ』であつて、それ以外は男性に依存する女の悲しむべき姿である、とうそぶいてきた。ところが、私のこの固定観念が、まんざら暴言でもないことを學問的に証明しようとしてゐる——結果的に——本を見出し、大變氣をよくしているのだ、簡単に御紹介しようと思う。

ヴァイオラ・クライン著の『女性的性格』と題するものである。彼女はその序論の中で、十九世紀後半になつて、女性を學問的対象として書かれた文献が多い。しかし、『社会科学の対象となるもの及びその抽出のされ方は、一部には

## 女性的性格



久保 まち子

ある。そして、研究者の女性観は次のことを反映して

社会的、歴史的要因に依存すると共に、一部には科学一般の発展水準に依存する。また一部には研究者の人格の全く個人的な要因——スタイル、個人的経験、個人的性格、及び気質といったもの——により色づけされる。これ等の影響は無意識的なものであり、どんなに客観的になろうとしても当時のイデオロギーとか個人的態度等を反映しないわけにはゆかないのである。女性的性格という問題は、殊にこの無意識的、非合理的影響が、科学的理論に及ぼされてゐる好例である。そして、研究者の女性観は次のことを反映して

女性観がどのように変化してきたか。それと共にどのような特性が発展したか。社会的劣性といふことが女性の性格にどのような影響を及ぼしたか。女性は他の被圧民族とどのような共通点をもっているか。これらの問題が満足に答えられるまでは女性本来の性格とか能力について云々することは公正でない、と彼女は主張し、本文の各章において、生物学的、哲学的、心理分析的、実験心理学的、測定心理学的、歴史的及び社会学的な研究の代表的文献をとりあげて論じている。この本は結論として、どのようなものが『女性的性格』の本質的なものであるか、ということとは云つていない。ただ、この問題について注意すべきことは人間でない女性像をつくり出すことではなく、性の精神的特質の概念を、その限界をはつきりさせることにより、もつとはつきりと定義すべきであると示唆するに止まり、その方法として否定的方法、即ち、『女らしさ』といわれている性格の中から他の外部的要因により出来たものを除去してゆく方法を主張している。

ここでクラインがとりあげた代表的文献の批判を全部紹介するわけにはゆかないので、比較的面白い歴史的なものや哲学的なものについてのみ紹介しよう。

マチアス及びマサード・ヴァイルディングが歴史的に行つた研究の結論として、『女性的性格』なるものは存在しない。性的不平等のある社会では、その性が社会的に支配的地位にあるか、従属的地位にあるかによつて性格に特色を生ずる。そして、従属的性の特色として、従順、

なき理想郷が著者では一性支配のない社会になつてゐる。しかし、この『一性支配』理論は性の相異の問題の科学的研究というよりは『平等宣言』にもひとしいものである。(四)しかし、科学的研究というよりは希望的思想に基いたものではあつても、男性及び女性の心理的特質を社会組織の中で社会構造の機能としてみようとしてゐる点ですぐれている。人間の特質に關するこのダイナミックな考え方は社会学的に大きな寄与をしている。

次に哲學的研究としてオット・ワイニングルをあげて、こつとびとくやつつけてゐる。日本でも、ワイニングルのMとWをふりかざして男性の絶対的優越性の上に安住しようとする男の人々によく出遇うので、クラインの批判は愉快である。ワイニングルは社会的経済的諸条件が変化しつゝある社会で、伝統的徳徳や知的価値が新思想や新しい社会的経験によつて動揺しはじめたときに救済にかけつけた。婦人の社会的、私的生活における追出により法的、社会的平等が与えられようとした時、彼は男性の優越性を絶対的価値の哲學体系の中に確保することにより維持しようとした。かくて問題は政治的問題から永遠の觀念の問題にまで引き上げられてしまつたのである。

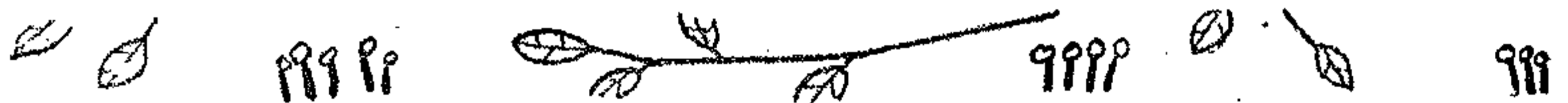
ワイニングルにとつては平均的男性又は女性の問題ではなく、M、Oの如く觀念的型が問題であつた。Mは觀念的男性でありWはその女性。そしてすべての個人はこの両性間にあり、M及びWの含有量で性格が決定される。この考え方は全く個人主義的なものであるが、彼の仕事は、

初期の意図と反して、粗雑な一般化を行い、矛盾した結論に到達することとなつた。それは抽象的なWと当時の女性とを混同してしまつたのである。そして彼の女性『劣性』の結論となつてしまつた。では何故彼がこのような理論をたてたか。先ず、彼は社会的に不遇であつたユダヤ人であつた。そこで、自尊心、支配に対する欲求を男性對女性の問題において満足させようとしたのである。男には誰でも多少の天才はあるが女にはない、として天才と女とを對比し、女性とし、彼の最初の理論と矛盾してくる。が、この矛盾は、合理的理論によつて充たれない無意識的感情的希望があることを示しているのである。次に、彼が(そしてフロイドも)女としてとりあげた女たちが、彼の周囲のブルジョア婦人たちであり、そのような社会に彼等が住んでいたためである。その意味で、当時の歴史的段階における或る階級の婦人の生活を描き出しているものとしては興味あるものである。第三に、ワイニングルは人格の発展が、機会と経験に大部分依存しているものであることを知らなかつたのである。

そして最後に、クラインはこういつてゐる。『ワイニングルは、彼の説に従えば、人類の解放は女性の『女性』放棄にあるのではなく、性のみが女性の機能となつてゐるから社会を改革する革命を必要とすることになる、ということに気がつかなかつたのである。』

(日本フェビアン研究所研究員)

服従、結婚相手への感情的依存、物事に対する恐怖心、間接的方法によつて相手を支配しようとする傾向、知的劣性、家庭外の物事に対する関心が稀薄なこと、肉体的力が弱いこと、脂肪質、一夫一妻主義の主張等をあげてゐる。まるで、終戦前までの日本の女性のことを云つてゐるみたいであるが、これは、エジプト、リビア、スバルタ等の母系家族時代の男性の特質なのだろうである。華やかな衣服をまとい、髪型を複雑に結び、装飾品を身につけて、脂肪質のクヨクヨした夫が、外で働く妻が妾(男?)をもたぬかと嫉妬している様子を想像して、パスに乗つてゐる時、思わずニヤニヤして、向い側の人々に批判されてゐる。著者は歴史的事例を用いたにも拘わらず、(一)、歴史的事実を扱わずに『觀念型』を扱つてゐる。そして、(二)、性の心理的相異を『一性支配』理論のみにおしきげようとするのは単純化のゆきすぎである。勿論、個人が支配グループに属するか、従属グループに属するかは性格形成の大きな要素であるが、力関係は性格形成の各種要因の中の正しい位置においてみらるべきである。著者は従来の歴史家は『支配階級的偏見』をもつて書かれた、といつて、自分達は『被支配階級的偏見』の虜となつてゐる。(三)、彼等は研究をはじめ前にアブリアオリに固定概念をもつてはじめ、その理論を証明するために都合のよい素材の選択を行つてゐるから、彼等の方法は演繹的である。マルクスの階級闘争の考えが著者にあつては男性對女性闘争として適用され、マルクスの階級



キングというのは、女権主義者や才ばしつた女を皮肉つていう言葉でしから、いつそのことから先手をうつて名乗りをあげるつもりだったのでしょう。

日本女子大を出て数年、地味なセルの縮袴にひつまみで、参禅や哲学の勉強に明け暮らしたという風変わりな生活をしてきた平塚明子に、雑誌の発行をすすめたのは生田長江でした。明子の文学上、思想上の師であつた長江の熱心なすすめと、当時平塚家に寄寓していた保母研子（日本女大国文科卒）の協力の申出が明子の心を動かしました。しかも、明子の母親は、娘の嫁入支度にと貯金しておいた金から、金百圓を出してくれようというのです。当時百圓といえは、百パーセントの雑誌を千部は刷ることができた金銀でした。

そこで、明治四十四年（一九一一年）——明子二十六歳の六月、第一回発行人会の運びとなりました。集つたのは明子、研子の他に、研子の女子大時代の友人で文筆を志して幸田露伴の門下にあつた、中野初子、木内鏡子と、漱石門下の物集和子の五人でした。ここで、「女子の覚醒を促し、各自の天賦の特性を発揮せしめ、他日女流の天才を生むことを目的とする」という青鞥社の趣意書が定められ、また、賛助員として長谷川時雨、与謝野晶子、岡田八千代等によびかけることも話し合いました。

こうして他に十数人の賛同をえて青鞥社が発足し、雑誌「青鞥」の創刊号が世に出たのは同じ年の九月でした。表紙面は、太平洋画会に属していた長沼智恵子——のちに高村光太郎氏夫人となる——のものでした。

その誌上明子は、発刊に際してのことばとして、

「元始女性に契に太陽であつた。真正の人であつた。今、女性に月である。他によつて生き、他の光によつて輝く病人のやうな蒼白い顔の月である。」

と書きおこして、本来男女は同一の本質をうけているのに、女性に煩瑣な生活のために無智無明となり、太陽の光を失つてしまつたといひ、「青鞥」の使命は、その女性のひそめる天才を発見することにあると力説しています。

新しい女の出現

「青鞥」は、その始め文芸雑誌として発足しました。創刊から一年ばかりの内容は、詩歌、小説の類が主で、それも、むしろ、女性的なせんさいな感覚や、やや感傷的な作品が多かつたよう、婦人問題に対する論議めいたものはほとんど見られませんでした。それにもかかわらず、世間は、青鞥社の人びとを「新しい女」として奇異の目をもつて注目しました。ことに、創刊の翌年の一月号で、折から上演されていたイブセンの「人形の家」の合評をとりあげたあたりから、「フ」の出現としてジャーナリズムがさざぎ出したのです。

「青鞥社の人々……」先端を走る新進婦人の叫びに努力し、大いに氣勢をあげたが、たまたま余勢極まることをしらす、パーに一盞の酒をかたむけ、カフェーに五色の酒を味い、遂に吉原の青楼にまでくりこんで、脱線の活躍をこころみた。（植原路郎編「明治大正昭和大事事件録」）

とまでとりざたされ、「青鞥」といへば、「五色の酒」にひたり「妓楼あそび」にふけるものとさえつたえられました。女性の手で雑誌ができ、しかも文学の言葉によつてではありましたが、女性たちが、社会に対してプロテストをむけたということは、当時の世界にとつては大きなおどろきでした。おどろきは、やがて雌

雄と嘲笑にかわつて行きました。しかも、それは現在のモラルをおびやかすものを故郷の笑いによつてうけ流してしまおうという態度でもありました。

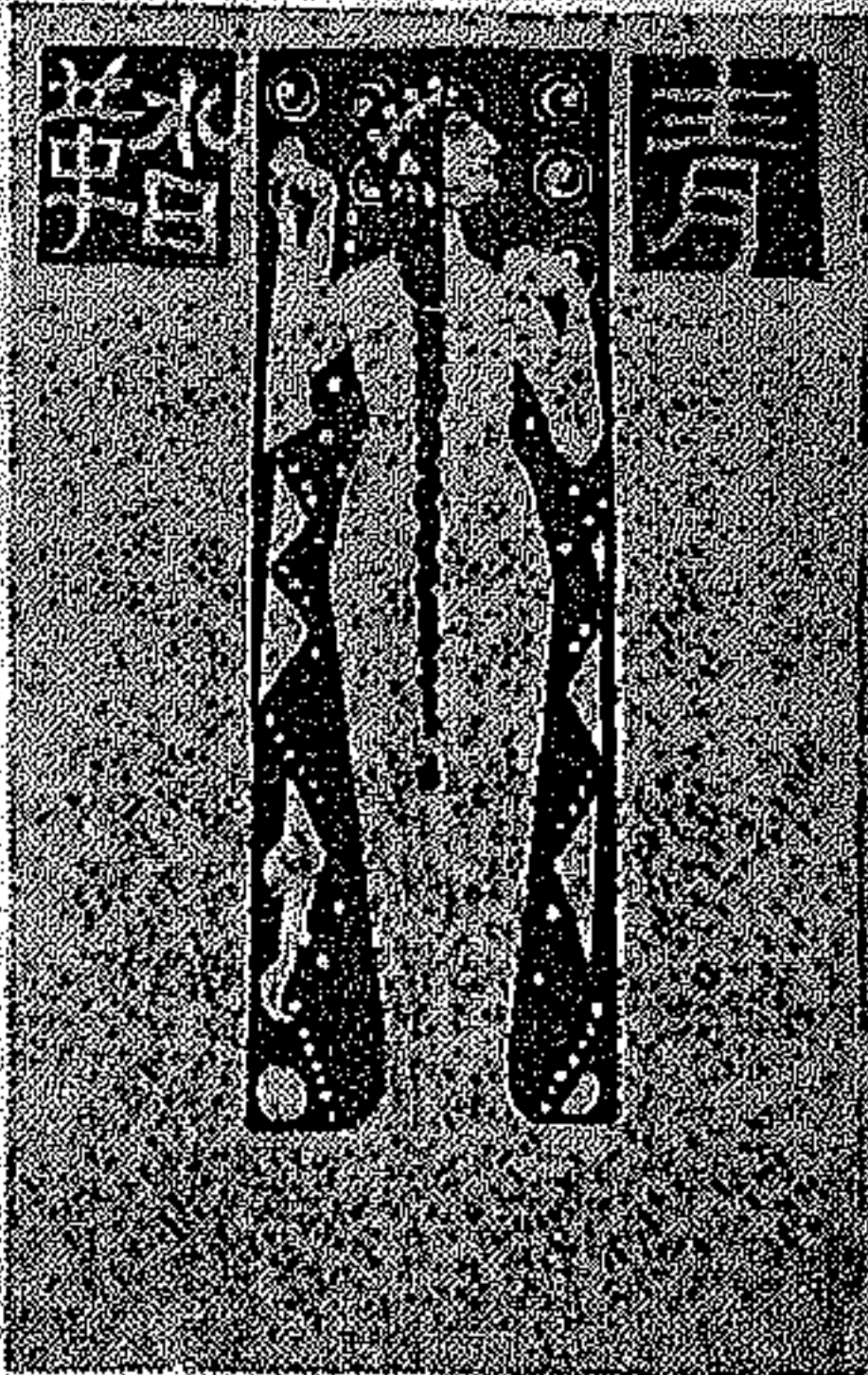
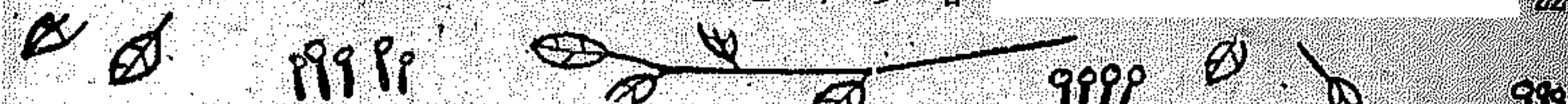
ところが、こうした中であつて、かえつてほんとうのいみの「新しい女」がはぐくまれて行つたのです。

婦人問題ブーム

明子は、大正二年の「中央公論」一月号に「私は新しい女である」と題する一文をのせ、その中で「新しい女は、男の便宜のために作られた旧き道徳法を破壊しよう」と願つてゐる」といつています。「元始女性に太陽であつた」の中では、女性の独立と自我解放は「祈祷の極、精神集注の極」において達成されるといつたやうな宗教的、ロマンチックの考えから脱けきれなかつたのが、ここでは眞の解放はまず、旧道徳の圧力と戦ふことから始ることを自覚したよう、また彼女が年頭にあつたつて、今年の研究題目は婦人問題にしたいといつています。こうして、「青鞥」は純文学雑誌から啓蒙的な方向へ進んだのです。社則も「本社は女流文学の発達を計り」とあつたのが「本社は女子の覚醒を促し」とあらためられました。明子のエレン・ケイのホムンが毎号のつたのもこのころからです。また、附録の形で毎号、岩野清子、伊藤野枝、景山英子等の婦人論が掲載されました。

野上弥生子訳の「ソニヤコヴァレフスキイ自伝」をはじめ、創作等も何等かのかたちで婦人問題につながることが多くなりました。

同時に、「新しい女論争」が各新聞雑誌を舞台としてはなほなく展開されました。この問題を取りあげなかつた新聞雑誌は、ほとんどなかつたといえましよう。ことに、大正二年七月に「中央公論」が、翌月当時の大雑誌「太陽」がそれぞれ婦人問題特集を出したあたりからは、単なる興味本位でなく、婦人問題



婦人のあゆみ

(1)

## 青鞥社のころ

生 内 玲 子

「山の動く日」まで  
——青鞥前夜のこゝろ——

山の動く日来る。  
山はしばらく眠りしのみ。  
山はしばらく眠りしのみ。  
その昔に於て  
山は皆火に燃えて動きしものを。  
人よ、ああ、唯これを信ぜよ。  
すべて眠りし女今そ目覚めて動くなる。

雑誌「青鞥」の門出を祝福して。その巻頭をかざつた与謝野晶子の作です。

「山はしばらく眠りしのみ……」それにしても長い眠りでした。青鞥一派の女性たちによつて、女性の自我解放が叫びだされたのは、ときすでに、明治も終りかけるころでした。我が国の近代化への一転機としての明治維新以来、女性には、どのような道があるいて来たでしょうか。

維新の声を聞くとともに、女性の社会的地位、倫理関係などについて、欧米の新しい思想が紹介されはじめ、福沢諭吉等によつて、過去の「女大学」を反はくするいくつもの著書も出ました。また明治十年頃から、自由民権運動が盛んになるとともに、部分的にはありましたが、女性の自覚はたかまつて行きました。これとはほぼ平行して、いわゆる「明治維新時代」が展開されました。これは我が国を先進国なみの水準に引きあげて条約改正を達成しようというので、模倣一点眼りのチグハグなものではありましたが、ともかくも、女性の地位向上の一助となつたことにはたしかでした。

ところが、こうした時代は長くはつづきませんでした。明治二十年の保安命令をさかいとして、自由思想は弾圧され、反動的な時期にはいりました。憲法について発布された集合政社法によつて女性も、政社集会の発起人になることも、政社に加入することも、政社集会を開くこともできなくなりました。また、教育勅諭は、家族制度に直結した儒教道徳を中心としたもので、したがつて、ここでは女性に家の存続のための道具にはかならないのでした。さらに、明治三十一年の民法により、女性の法的地位が決定的なものになつてしまいました。

こうした中にあつても、女性たちは、男女不平等な法律の改正、婦人の経済的独立、自由恋愛の主張をもつて勇敢にたたかいました。矢島樸子、景山英子等の名を記憶していただける方も多いことでしょう。しかし、社会的な注視をあつめるような動きは見られませんでした。

さて「青鞥」以前には、どんな婦人雑誌があつたかといひますと、明治初期以来、キリスト教的自由主義に立つて「女権伸張」を主張した「女学雑誌」なごあとは、美女や花嫁姿の口絵をかざつた家庭婦人向けのものが大部分でした。もつとも、明治四十年に景山英子を中心として発刊された「世界婦人」は、我が国初の社会主義婦人雑誌として、時局な存在でしたが、当局の弾圧がはげしく、雑誌をきりやめました。もう一つ「女子文壇」という投稿誌が、日露戦争頃から発行され、地方読者の人気を集めていたようです。

元始女性に太陽であつた  
——青鞥のころ——

「いつそのころ、ブルーストッキング（青鞥）にした」というので、名前もきまりました。女の手による、女のための雑誌をだそうというのです。ブルーストッ

婦人指導者にきく

全電通・東京地区の

田中さん

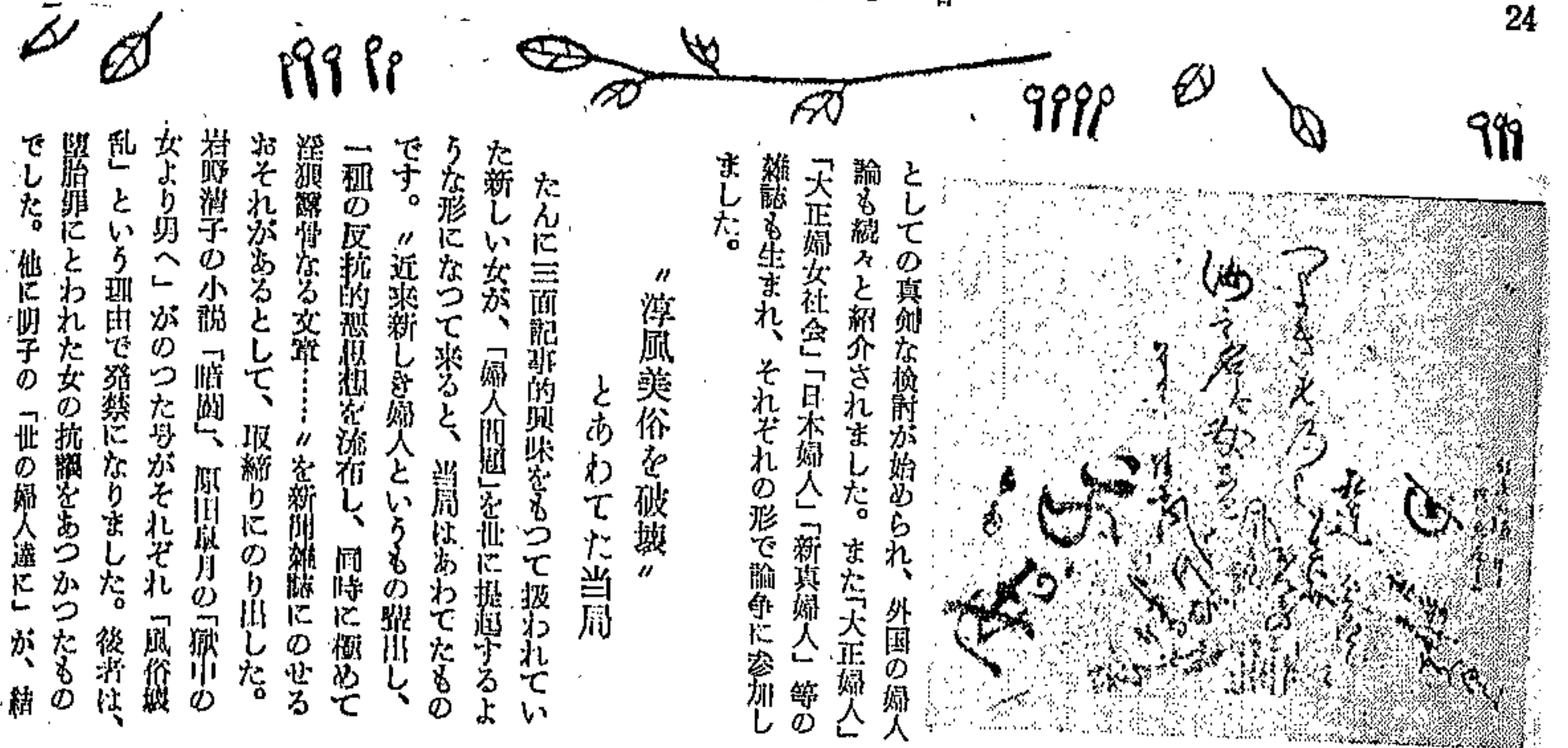


去年八月、電気通信省から日本電気通信公社になつて、公務員という肩書きを返上し、団体交渉権を得て、労働協約を結ぶことができるようになった全国電気通信労働組合の東京地区本部を訪れた。めざす人は婦人対策部長として、紅一点

の組合専従員、田中富士子さんである。電信電話公社で働く女性には、全国十五万の従業員中約七万人(四〇%)、東京地区二万五千のうち五千五百人、その大部分が電話交換員で、交換の附帯事務や電信のオペレーターが少数である。この職場の特徴としてあげなければならないことは、一般の職場で婦人に禁止されている深夜業が許されていることである。夜勤は午後四時から翌朝八時半まで、あけの日は一日休みになつていて、九時に夜中二時に起きる番もある。電話交換は二六時中精神を緊張させる仕事の上に、以上のような勤務時間の不規則から、健康に及ぼす影響も大きい。そこでこの職場では、生理休暇の問題は一般の女子の職場に比べて、はるかに切実なものがある。精神作業であるから、生理日には必然的に事故も多くなりやすい。名目上休暇とれることになつていても、人が足りないので、結局休めないことになる。公社は予算定員制をとつていて、人件費の予算を増額しなければ、この問題は解決されない。今までに労働協約で締結された諸条件をさらに有利にするため、婦人代表者会議や支部の婦人部委員会などで就業規則の労働時間、生理休暇、深夜業等について、再検討している。田中さんは丸の内電話局の所属で、去年八月東京地区の婦人対策部長に就任したが、それ以来、労働協約に婦人の意志を反映させることに努力してきた。毎月婦人ニュースを出して組

合活動についての初歩的な教育につとめたり、労働講座をひらいたりしている。去年十一月に行われたベースアップの闘争には、女子組合員七〇名も参加して、公社総裁室前の廊下にトツプを切つて十日間の坐りこみを行つた。また、昨年十二月にはベースアップに対する調停案を完全実施させるために東京地区女子組合員五〇〇名が集つて要求貫徹婦人総聯会大会を開いた。この時、満場一致で決定した決議文を、さらに国会に反映させるために、衆議院内で開催中の電通委員会に出席していた、高橋郵政大臣に手交した。組合の全員が制服に身をかわため、各自花束を抱えて、いわゆる花束デモ行進を行い、決議文といつしよに花束をおくり、女らしいやさしさをそえたそうである。院内の各党控室や緒方官房長官をも代表が訪問して、議事室に時ならぬ花を咲かせたのである。このほか年末闘争やメーデーにも参加したが、このような華やかな闘争と同時に、従業員の身近な問題もとりあげられている。休憩室の設置や、非現業員のための更衣室の設置、また婦人たちの関心事である被服の支給を要求し、服飾研究家の花森安治氏を呼んで、いろいろな型を展示してもらい、形の研究もした。そして、まだ制服とまではいかないが、一応皆の合意による作業衣と室内用サンダルが貸与されるようになった。

婦人週間に映画演劇の観賞や講演会を催したり、選挙の啓蒙をかねて、従業員の家で家族懇談会を開いたりもした。労働組合を強力にするためには、どうしても家族の——特に主婦の理解が大きな力になる。最近の改善とも結びつけて、組合活動に協力させるように、働きかけのことも婦人対策部の仕事の一部分になっている。月一回各支部の婦人対策部長が集つて連絡会議が開かれる。婦人の役員として、現在中央本部に婦人対策部長があり、全国婦人対策部長会議で選出する婦人対策専門員がある。婦人対策部長は同時に執行委員であつて、選挙はオープンで行われる。それから婦人の立候補者が多ければ、婦人の執行委員が多数出られる可能性があるが、婦人の立候補者がなければ、婦人対策部長も男子になつてしまふわけである。また、婦人の執行委員候補者は少ないが、婦人の役員を多くするために、組合の大会や交渉などに積極的に参加して、意識を高めていくことが大切だ、と田中さんは語つていた。婦人部長と執行委員の仕事は一手に負つていて田中さんは、まだやつと二十七八歳にしか見えなかつた。しかし実際に職場で闘つてきた経験が今こそ十分に生かされているのだという真剣さが、その瞳にあふれていた。「組合の役員になつても、一般の従業員から浮き上がらないこと、これが何より大切だ。」と若い指導者は抱負を語るのであつた。(訪問者 繁田)



としての真剣な検討が始められ、外国の婦人論も紹介されました。また「大正婦人」「大正婦女社会」「日本婦人」「新真婦人」等の雑誌も生まれ、それぞれの形で論争に参加しました。

「淳風美俗を破壊」とあつてた当局

たんに三面記事の興味をもつて扱われていた新しい女が、「婦人問題」を世に提起するようになつて来ると、当局はあつてたものです。近來新しき婦人といふものが出て、一種の反抗的悪思想を流布し、同時に極めて淫靡腐敗なる文章……を新聞雑誌にのせるおそれがあるとして、取締りにのり出した。岩野濤子の小説「暗闇」、原田犀月の「獄中の女より男へ」がのつた号がそれぞれ「風俗破乱」という理由で発禁になりました。後者は、腹胎罪にとわれた女の抗議をあつたものでした。他に明子の「世の婦人達に」が、結

婚が女の全生活であるという考えを否定し、「男の利益のために作られた女性の美徳」を否定したため「治安防害」で発禁されました。同じ名目で処分された山英子の「婦人問題の解決」は更に進んで、婦人の解放は人間を資本主義下から解放することによつてはじめて達成されると説いていました。女性の自我確立によつて、絶対主義天皇制の強固な土台としての家族制度が、おびやかされることを極度ににおそれ、他にも婦人問題に関する多くの書を発禁にした当局のあつてぶりが、目にみえるようです。明日への芽ばえ

やがて、社員の中にも、おおいと母となり母となる者がふえて来ました。明子も奥村博士と共同生活に入りました。大正三年もおわりに近くなるころから「青龍」にやや疲れが見えはじめました。このとき「青龍」をせおつてたつたのが伊藤野枝でした。野枝こそは「青龍」の中でそだつた人でした。かの女が、郷里から、強姦された結婚へのにくしみと、家族の圧迫を訴えた手紙を青龍社に寄せたのは、十八歳のときでした。その後上京して入社し、姑、小姑のいる嫁家で苦しい生活をしてからもよく勉強し、当時は、社会主義の人にも近づいていました。無政府主義者、エマ・ゴールドマンの伝記を誌上に訳したことのある彼女は、多分にその影響をうけており、大きな家事の負担にもめげず、進んで、社会運動の中にとびこみ、その中で自己をたしかめようとしたのです。こうして大正四年一月号から彼女が「青龍」の編集をひきつぎました。

ところが、翌年二月、野枝は夫辻潤をすてて、大杉栄のもとにはしり、東京をはなれたので、自然雑誌は休刊のかたちとなつてしまいました。こうして約五年間華やかな足跡をのこして来た「青龍」は休刊されました。

したが、個人的な事情は単なるきっかけにすぎず、すでに「青龍時代」は終つたのでした。「青龍」の役割は果たされていた、と同時に「青龍」的なものの限界がすでに来っていたのでした。ところで、「青龍」が、婦人解放の歩みの中に印したあしあとをもう一度ふりかえつてみましょう。「青龍」も末期のころ、「貞操問題」「堕胎問題」「離婚問題」等をめぐつて、誌上で激しい論争が展開されるようになりました。ここで、細かく紹介するひまはありませんが、数年にわたる青龍社の動きを通じて、結局これ等の問題に焦点がしぼられたのでしよう。そして、その中から、婦人問題の二つの方向がはつきりと出て来ました。母性を尊重することが婦人問題の解決であるという見方と、性としての女性を極度に縮減し、一個の職業人として男子と同等になつてこそ始めて解放されるという立場とがこれです。こうして、はじめ婦人問題が正確に把握され、明日への進路をきりひらいたのです。

平塚明子を始め、神近市子、野上弥生子、山川菊栄、山田わか等「青龍」に筆をのつていた人のなかから、今日注目している多くのすぐれた婦人がでています。けれども、「青龍」は単に「女流の天才発見」といつたような偶然的なものにとどまらず、婦人問題史上に劃期的な地位を占めているといえましよう。

※ ※ ※

説明カットは雑誌「青龍」創刊号の表紙。このページ上のさし絵の帯は明治四十五年(八月から大正元年)正月の新年会の折のもの、つよきものよはの名は女なり」と中央に載る。なお筆者については、三十二頁の筆者紹介を参照されたい。編集部



# 婦人の昇進を促進する要素と阻む要素

アメリカ婦人の現状

一九五〇年、アメリカの労働省婦人局では、高い地位について働いているアメリカ婦人の実情について興味ある調査報告を発表したが、その中の「婦人の昇進を促進する要素と阻む要素」についての報告は、私共日本の働く婦人達にも非常に興味あるものであり、又参考になると思ひます。

この調査の対象となつたすべての職業で、かつては「男の仕事」と思われていた多くの地位に婦人が就いています。これらの婦人は殆ど例外なくその職務を全うしており、これらの婦人達こそ男女の偏見を打破し、婦人に対する使用者の態度を變更させる推進力となつてゐるのである。或る保険会社の経営者は「会社は婦人の幹部職員について非常によい経験を積ました。そして更に昇進させることを計画しています」と語つてゐます。或る銀行の経営者は、ひとりの婦人が非常に優秀な勤務振りを見せてゐるので、一般に婦人に対する認識が高まつて來てゐると語つており、百貨店の経営者は「或る

婦人の売場監督が非常にうまく仕事を遂行してゐるので、われわれは古い男の監督を婦人と置換えるかも知れない」と語つてゐます。

一方、今回調査した各産業の多くの経営者は、次のようにも云つてゐます。即ち、一般に婦人は責任ある地位への昇進には男と興味を持つてゐない、というのは、婦人は結婚したら働くことを止めるやうと計画してゐるか、又は現在以上の責任を負ふられ、それが家庭の責任に加重されればとても耐えられないと思つてゐるからである。このことは、昇進を希望する婦人は、自ら経営側に対し、自分はその例外で、往々にして男の特権と思つてゐる特別の訓練や、責任ある地位や、昇進のチャンス希望してゐるものであるといふことを説明しなければならぬことを意味してゐます。百貨店は、大抵、責任ある地位には、その地位にふさわしい資格のある婦人をあてゐる方針をとつてゐますが、この調査の結果によると、その百貨店でさえ、特に大きなところでは、最高経営職務は「男の仕事」であるといふ一般的な考えがあることが明らかにされてゐます。

## 昇進を促進する要素に関する経営者の意見

「あなたの会社では、どんな要素が婦人の昇進を促進していますか？」という質問に対し、経営者の大多数は、社会に出て働く婦人の数が多くなつたことと云つてゐます。又、婦人が昇進することを経営者が好意をもつて迎へること、婦人自身が職務を十分に遂行することも、婦人の昇進する要素と考えられてゐます。

婦人が或る種の業務に適してゐるという経営者の考え方は、或る方面では婦人の昇進に都合よくいつてゐますが、一方或る種の業務は「男の仕事」であると考えてゐる経営者の態度は、婦人の昇進の障礙となつてゐます。百貨店の経営者に対し、その業界で、婦人の昇進の要因となるものは何かを聞いたところ、殆ど例外なく「この業務は婦人の分野です」といつており、百貨店のお客は大部分が婦人であり、婦人はお客の好むものを適当にすることに秀でてゐることを指摘してゐます。他の業種でも、宛顧においてお客が婦人であるという業種では、従業員には婦人が「適してゐる」と思われてゐます。婦人服製造業、菓子製造業、食料品製造業などがそれです。又出版社でも、婦人雑誌を出すのであれば、その雑誌の購読者が婦人であるという事実も、その会社に婦人が進出するに都合のよい要因があると考えられてゐます。

## 昇進の障礙となる要素に関する経営者の意見

婦人の昇進に障礙となる要素として、経営者側の回答は、婦人に対する経営者の因習的な態度を指摘してゐます。然し又、婦人の勤務が短いこと、家事の責任で気が散ること、経営者の婦人に対する態度に大いに影響してゐると考えられてゐます。又産業によつて経営者の意見に差があり、工業では、婦人の技術的知識が乏しいことがあげられてゐますが、更に銀行、保険会社、工場、商店の経営者は、婦人が昇進に興味をもたないことが、婦人の昇進を阻む一要素だといつてゐます。婦人の体力の不足は多くの製造業経営者が一つの障礙として考へてゐるところです。

このように見て來ると、経営者側は、婦人自身が持つてゐる限界から來る要素、即ち異動し易くて不安定なこと、昇進しようとする野心が乏しいこと、性格が合わないこと、技術的知識の乏しいことなどを婦人の昇進を阻む要素として強調しようとしてゐるやうに思はれますが、同時に婦人は、因習的な外進方針とか、経営者側の差別的態度というやうな手強いハンディキャップに直面してゐるということを経営者側も認めてゐます。然しこの婦人自身の側と経営者側の二つの要素

の關係は、恐らくはつきりとは認識されてゐないでしよう。経営者は、既婚婦人の家事負担の問題には殆ど責任はありませんが、婦人の仕事に対する態度、技術的訓練が乏しいこと、永続性がないこと、或は、仕事の上で表現される婦人の個人的特性さへも、経営者側の因習的態度と何らかの關係があるかも知れません。

然しこのような使用者の因習的態度も徐々に変化しつつあり、婦人が立派に仕事の経験をして行くことによつて變更されなかつたことは殆どないことが示されてゐます。

## 昇進の障礙に関する婦人の意見

又或る経営者は、婦人の昇進の障礙は、婦人自身が、監督者は男の方がよいといつてゐることだと考へてゐますが、この問題に関する調査の結果、大多数の婦人はそのやうな偏見をもつてゐないことが明らかにされてゐます。

また、百貨店では、婦人が希望する職務につくことを妨害する偏見があると考へてゐるものは極く少数でした。保険会社に勤務する多くの婦人は、更に婦人自身の教育訓練及び経験の不足が、婦人の昇進を阻んでゐると考へてゐますが、銀行、百貨店、製造業では、ごく少数の婦人が、このやうな考えをもつてゐました。然しこのやうに、経営者側に偏見があるという婦人達の考えも、しばしば婦人達の経験から擲出されたものではなく、単なる想像にすぎない場合がしばしばあります。

## 昇進を促進する要素に関する婦人の見解

調査した一人の化学研究員は、彼女を雇つてゐる会社は、男のみを昇進させるといつてゐたので、彼女は昇進の見込みはないものと思つてゐました。ところが、その会社の人事課長に會つて見ると、この婦人はその会社で最も優秀な化学者の一人と考へられ、誰よりも先に彼女を昇進させることは明らかにならうと思つてゐました。又多くの婦人が「私はここまで昇進しようとは思つてゐませんでした」と云つてゐますが、これは婦人が、実際の経験からではなく、想像によつて、経営者は差別的待遇をしてゐると思ひすぎていることを示してゐます。製造業に従事する婦人の三分の一、百貨店、保険、銀行の一部の婦人は、自分の属してゐる分野又は部局においては、自分の達し得る最高の地位に到達してしまつたと思つており、そのため却つて昇進の可能性をなくしてゐます。

ある人の異動が少いことが昇進の障礙となつてゐると信じており、又或るものは向う五年間には退職してしまふのだから、その間に上級の職務を得ようとは予期してゐないと述べてゐます。又或るものは昇進するにはまだ年が若すぎるといつてゐます。家庭の責任の点から、現在より職責の重くなる上級職務への昇進を希望しないものも少数あり、又現在の職務に満足してゐるので昇進に興味を感じないと云つてゐるものもあります。

## 昇進を促進する要素に関する婦人の見解

「あなたが昇進を促進するために、婦人自身ですべきかという質問に対し、質問をうけた婦人の大部分は、よりよく職務を果すことが重要だと強調してゐますが、又「更に高い教育と訓練」を成功しようといふ希望又は意欲「よりよい対人、対社会態度」などが必要であるといつてゐます。この外、「何かすべきなものを見出してゴールに向つて活動すること」周囲のものと共に働くことを修得し、いろいろ

が、婦人の昇進を阻んでゐるといつてゐる。或るものは、会社の大きさと、上級職

にある人の異動が少いことが昇進の障礙となつてゐると信じており、又或るものは向う五年間には退職してしまふのだから、その間に上級の職務を得ようとは予期してゐないと述べてゐます。又或るものは昇進するにはまだ年が若すぎるといつてゐます。家庭の責任の点から、現在より職責の重くなる上級職務への昇進を希望しないものも少数あり、又現在の職務に満足してゐるので昇進に興味を感じないと云つてゐるものもあります。

今年、犯罪予防、更生及び矯正の活動を地域社会におき、その協力活動の組織化が狙ひとなつてゐます。そして、この運動をより効果的にするため、実施委員会が中心になり、多様な行事が全国でくりひろげられる運びとなつてゐます。

売春婦並びにその相手方についての調査(概要)

売春問題は現在大きな社会問題として世人の関心をたかめつつありますが、この調査はこの問題に対する対策を考究するための一資料として、東京地方検察庁に依頼して昨年九月より十二月にわたって行われたもので、その概要は次のとおりである。

(一) 調査の概要

(1) 調査期日 昭和二十七年九月下旬より十二月中旬まで

(2) 調査対象 東京管内において売春取締部条例違反として右期間中に検挙され、地検に送致された男女で売春婦一六一名相手方の男性四四名についてまとめたものである。

(3) 調査方法 東京地方検察庁において取調べの際、取調べ係官により調査票に記入

(4) 調査結果の概要

(一) 売春婦について

1. 本籍地と年齢

調査地が東京であるために本籍は東京及びその近傍のものが多く、地方別では関東地方が五六%で過半数を占め、あと中部地方一四%東北地方一三%の順である。年齢は三十才までの者が九〇%余りを占めているが中でも二十才から二十一才の者が多く、二十才から二十五才までが総数一六一名

潜在者が含まれているとみられる。また、検挙回数については、これが初めてと答えた者が約半数の四七%で二回目の二二%を合せると七〇%、五回目というのが二%であった。

(二) 売春婦の相手の男性について

1. 年齢及び学歴

売春婦の相手として取調を受けた男性の年齢は十七才から五八才にまで拡がり、売春婦の場合と異なり年齢の分布が遙かに広い。平均年齢は三十才であるが、最も多いのは二十一才〜二十五才の年齢層で、全体の三四%を占め、二十六才〜三〇才の二七%がこれにつぐ。三十一才〜三十五才は一三%、二〇才以下及び三六才以上は同数の七%となっている。学歴は小学校程度が全体の二五%で、中学以上が七五%、うち専門学校以上は全体の四〇%となつていて、売春婦の場合と比較して相当高い学歴を示している。なお大学在学中の者が九%いることは特に注目される。

2. 職業と月収並びに売春婦への支払金額

俸給生活者が過半数の五二%を占め、その他は自由業、商業、労働者など種々な職種にわかれていた。

月収は無収入の学生を除けば最低四千円から最高十万円(会社重役までの開きがあるが、その平均は一四、八〇〇円)である。当時売春婦へ支払った金額の平均はオールナイトで千円前後、ショートタイムで四七〇円であった。なおこの金額が売春婦の述べている平均を下廻っているのは、後者には白人による支払金額が含まれているに反し、前者はすべて日本人男子だからである。

3. 家庭の状況

(1) 結婚 未婚者が六四%を占め、妻帯者は三二%、妻に死別した者五%となつていて、これらの人々は未婚、既婚を問わず全部が「家庭円満」と述べている。

(2) 子供の有無 既婚者のうち子供のいない者は二五%で残りの七五%は子供のある者である。

(3) 住居 住居の室数は一室が最も多く四三%、二室あるものは一四%に過ぎない。畳敷は五層以下が一四%、平均畳数は三・四畳である。

4. 遊びに行った動機

動機としては「性的興味」が四八%で最も多く、誘惑されてが三四%、ある。妻の病氣その他妻を理由とした者は五%、他に「電車で乗りおくれた」「商売がおそくなつたため」などもある。又七五%までが酒を飲んでたといふ述べている。

5. その他

売春の場所としては宿屋の利用者が最も多く過半数(五二%)を占め、次が娼婦の家三四%、自動車内というのがあるが、これは運転手の場合である。

労働力調査 (1952年11月)

| 産業別                            | 女子     | 男女計    | 女子雇用率 |       | 女子の前の月と比較 |
|--------------------------------|--------|--------|-------|-------|-----------|
|                                | 千人     | 千人     | 占める割合 | 構成率   | 千人        |
| 総数                             | 16,070 | 38,990 | 41    | —     | 800       |
| 自営業者                           | 2,280  | 10,470 | 22    | —     | 240       |
| 家族従業者                          | 9,660  | 14,010 | 71    | —     | 360       |
| 雇用者                            | 4,130  | 14,510 | 28    | 100.0 | 200       |
| 農林業                            | 130    | 490    | 27    | 3.2   | 60        |
| 漁業及び水産養殖業                      | 30     | 270    | 11    | 0.7   | 10        |
| 鉱業                             | 80     | 590    | 14    | 1.9   | 20        |
| 建設業                            | 170    | 1,070  | 16    | 4.1   | 50        |
| 製造業                            | 1,600  | 4,900  | 33    | 39.0  | 80        |
| 卸売、小売、金融、保険、運輸、通信、娯楽、その他のサービス業 | 720    | 2,160  | 33    | 17.6  | 70        |
| 公営                             | 240    | 1,800  | 13    | 5.8   | 20        |
| 失業者                            | 960    | 2,110  | 46    | 23.1  | 140       |
| 失業者                            | 200    | 1,110  | 18    | 4.8   | 10        |

【註】 統計表の数字はすべて調査結果の集計に推計乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

一人一か月平均現金給与総額 (1952年12月)

| 産業別            | 女子     | 男子     | 女子の男子に占める割合 |
|----------------|--------|--------|-------------|
| 総数             | 11,695 | 26,487 | 44          |
| 鉱業             | 10,392 | 20,289 | 51          |
| 建設業            | 10,075 | 25,712 | 39          |
| 卸売及び小売業        | 13,810 | 30,910 | 48          |
| 金融及び保険業        | 18,151 | 40,426 | 45          |
| 運輸通信及びその他の公益事業 | 17,424 | 27,905 | 62          |
| 建設業            | 7,896  | 15,186 | 49          |

一労働省労働統計調査部調一

売春婦並びにその相手方についての調査(概要)

売春問題は現在大きな社会問題として世人の関心をたかめつつありますが、この調査はこの問題に対する対策を考究するための一資料として、東京地方検察庁に依頼して昨年九月より十二月にわたって行われたもので、その概要は次のとおりである。

(一) 調査の概要

(1) 調査期日 昭和二十七年九月下旬より十二月中旬まで

(2) 調査対象 東京管内において売春取締部条例違反として右期間中に検挙され、地検に送致された男女で売春婦一六一名相手方の男性四四名についてまとめたものである。

(3) 調査方法 東京地方検察庁において取調べの際、取調べ係官により調査票に記入

(4) 調査結果の概要

(一) 売春婦について

1. 本籍地と年齢

調査地が東京であるために本籍は東京及びその近傍のものが多く、地方別では関東地方が五六%で過半数を占め、あと中部地方一四%東北地方一三%の順である。年齢は三十才までの者が九〇%余りを占めているが中でも二十才から二十一才の者が多く、二十才から二十五才までが総数一六一名

潜在者が含まれているとみられる。また、検挙回数については、これが初めてと答えた者が約半数の四七%で二回目の二二%を合せると七〇%、五回目というのが二%であった。

(二) 売春婦の相手の男性について

1. 年齢及び学歴

売春婦の相手として取調を受けた男性の年齢は十七才から五八才にまで拡がり、売春婦の場合と異なり年齢の分布が遙かに広い。平均年齢は三十才であるが、最も多いのは二十一才〜二十五才の年齢層で、全体の三四%を占め、二十六才〜三〇才の二七%がこれにつぐ。三十一才〜三十五才は一三%、二〇才以下及び三六才以上は同数の七%となっている。学歴は小学校程度が全体の二五%で、中学以上が七五%、うち専門学校以上は全体の四〇%となつていて、売春婦の場合と比較して相当高い学歴を示している。なお大学在学中の者が九%いることは特に注目される。

2. 職業と月収並びに売春婦への支払金額

俸給生活者が過半数の五二%を占め、その他は自由業、商業、労働者など種々な職種にわかれていた。

月収は無収入の学生を除けば最低四千円から最高十万円(会社重役までの開きがあるが、その平均は一四、八〇〇円)である。当時売春婦へ支払った金額の平均はオールナイトで千円前後、ショートタイムで四七〇円であった。なおこの金額が売春婦の述べている平均を下廻っているのは、後者には白人による支払金額が含まれているに反し、前者はすべて日本人男子だからである。

3. 家庭の状況

(1) 結婚 未婚者が六四%を占め、妻帯者は三二%、妻に死別した者五%となつていて、これらの人々は未婚、既婚を問わず全部が「家庭円満」と述べている。

(2) 子供の有無 既婚者のうち子供のいない者は二五%で残りの七五%は子供のある者である。

(3) 住居 住居の室数は一室が最も多く四三%、二室あるものは一四%に過ぎない。畳敷は五層以下が一四%、平均畳数は三・四畳である。

4. 遊びに行った動機

動機としては「性的興味」が四八%で最も多く、誘惑されてが三四%、ある。妻の病氣その他妻を理由とした者は五%、他に「電車で乗りおくれた」「商売がおそくなつたため」などもある。又七五%までが酒を飲んでたといふ述べている。

5. その他

売春の場所としては宿屋の利用者が最も多く過半数(五二%)を占め、次が娼婦の家三四%、自動車内というのがあるが、これは運転手の場合である。

(1) 結婚について

未婚者が四八%で既婚者は離婚、死別等も含めて四七%である。夫が入院中の者もあり、約一〇%が、現在夫を待つていて、

(2) 両親と子供の有無

両親健在のものは三三%、片親のみが三五%、片親の場合を父母別にみると母親のみ二六%、父親のみは九%、両親ともいない者は二四%である。

既婚者の半数以上(五三%)は子供で、子供の数は一名の者が最も多く、三三%、二人の者が一四%、三人以上が五%強で、五名の子持も一例ある。

(3) 生活程度

生活は、「とても苦しい」「少し苦しい」共に二六%で合計五二%に上つていて、一方「普通程度」の者は三七%、又、一〇%に当る一六名は「楽な方」と答えている。

(4) 住居及び同居家族

現在自宅にいてと答えた者が全体の二割で、残りは殆どが下宿、間借、住込といった形をとっている。同居家族は他人との同居が多く全体の二五%である。同居者のあるうちで彼女等の所業について既に承知していると答えた者は三〇%、知らないのが約半数の五五%、黙秘は一三%弱である。

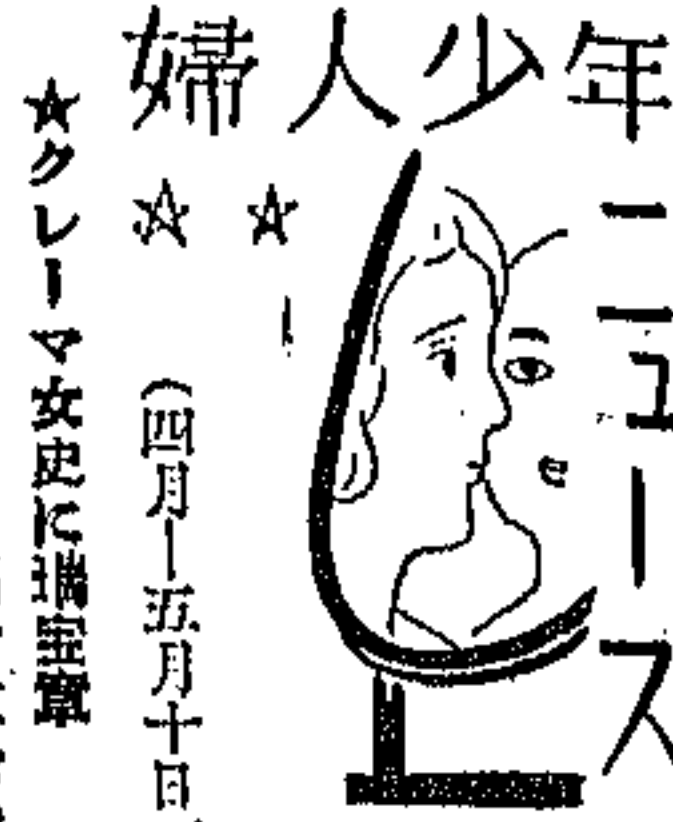
5. 転落当時の処女性と売春婦としての経験年数

転落当時処女であった者は二二%にすぎず、現在未婚の者でも、はじめて

千葉県長生郡八積村に住む長谷川茂代さんは小児マヒのため

★婦人団体連合会結成  
四月五日参議院会館に各地域の婦人団体、女子勤労連盟、みどり会、婦人民主クラブなどの代表約百五十名が集り、日本婦人団体連合会の結成大会を行つた。今後の運営方法を討議し会長に平塚らいてう、副会長に高良さみの両氏が就任、評議員に野上弥生子、石垣綾子、湯浅芳子、三岸節子、丸岡秀子、深尾須摩子、重井栄など約二十氏が決定、幹事に楠田ふき、浜田糸衛氏をおした。なお当日は選挙に対する声明文を発表した。

★クレマ女史に満室電  
大正三年アメリカ福音教会の宣教師として来日以來三十年、るう館教育に貢献したロイス・F・クレマ女史(六一歳米人)が近く帰米するので、四月四日東京都知事を通じて敵四等瑞宝章の伝達式が行われた。女史は大正九年東京世田谷に日本るう語学校を設立、日本で始めて口語法によるるう教育を行つた。



婦人少年ニユース

★九名の婦人が要職に  
アイゼンハワー氏が大統領になつてから九名の婦人が米政府の要職に任命されたが、その中には、米国史上二人目の婦

★宮城県県内調査  
宮城県の調査によると、県下の内職従事者数は現在のもので二千人、そのうち八〇％が婦人である。種別別の収入は、(一)ある程度の技術の修得を要するもの(和洋裁縫)月二万円程度、編物月二万円から三万円まで、(二)慣れればできるもの(造花)月二万円程度、フラスコ人形月三万円程度、雑巾さし・袋張り月三万円程度、手袋がかり月三万円程度、で、一日五六時間働いた場合の平均収入である。このほか潜在内職の数も相当多く、ここにあげられぬ競争がある。

★母子会館建設の計画  
全米母子会館連盟では、母子福祉資金貸付法が制定され四月一日から実施されたのを記念して、予算二百万円で母子会館(仮称)の建設を計画している。(五・二、日本婦人)

★少年と表彰  
五月三日の憲法記念日に東京都から表彰される八十六名の中に、徳行賞を受けた少年がある。農業を営む石原計三さん(一八)で、父親はヤブ島で戦死、母親は交通事故で二十一年に死亡、当時十歳だった同君は十六歳の祖母と二人で幼い妹と弟を養ひ、二段八畝の田と二段五畝の畑を耕し、登校前に市場に野菜を運び、供米も完納した。その後祖母も死んだが、けなげに一家を守り続け、二月には高師区からも表彰されている。県下供米一番乗りで表彰された金久保少年が突然家出したという報道はまだ耳に残っているが、一片の表彰より後々までの社会のあたたかい眼や、国家の、この種の不幸な青少年に対する援助の手こそ必要ではないだろうか。(五・三、朝日新聞)

★農村青年の大学  
農場で働きながら学ぶ農業大が神奈川県藤沢市日本大学農獣医学部内に設けられ、第一期

★女子教育の功績者  
五月十三日の学制八十年記念式典に文部省は教育功労者の表彰を行つたが、七百八十四名中女子は五十八名で、その中には勤続六十五年の藤見幸子(八四歳、群馬高松市)、六十三勤続の上代淑(八一歳、山陽女子高校長)、五十八勤続の富田かれ(八〇歳、岐阜富田女子高校長)の諸氏がある。この他外人として東京女子師範高校に勤続四十四年のドロシア・トロット氏(六六

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

★未亡人の哀愁  
厚生省の発表によると、子を持つ未亡人世帯は六十九万四千六百六十人。五人以上の子供の母が二万九千八百四十世帯、四人の子の母が五万四千六百世帯、三人の子の母が八万四千八百世帯、二人の子の母が十一万四千八百世帯、一人の子の母が十三万三千六百世帯で、子供以外の家族を抱えているものが二十万八千五百世帯である。年齢は三十五歳から三十九歳までが二十九万九百人、三十歳から三十四歳までが十一万八千人で、子供があるため再婚しないものである。未亡人になつた原因は夫の病死が最高で四三・三％、戦死・戦病死が三三・五％で、収入は月三千円以下のもので一六・三％、二万円以下が四・一％、一万円以上が四・四％、七・四％である。未亡人の家庭の子供たちはアルバイトその他の自力によつて、約六十七万のうち、小学生がやつと学校へいつている状態である。(五・九、朝日新聞)

産業別英国雇用者推計数 (1951年5月末労働省婦人少年局資料)

| 産業                  |     | 単位千人  |                 | 産業    |        | 単位千人 |   |
|---------------------|-----|-------|-----------------|-------|--------|------|---|
| 女                   | 男   | 女     | 男               | 女     | 男      | 女    | 男 |
| 農業、林業、漁業            | 105 | 724   | 木材及びコルク製造業      | 60    | 245    |      |   |
| 農業、園芸業              | 108 | 678   | 家具及び室内装飾業       | 33    | 108    |      |   |
| 鉱業、採石業              | 18  | 848   | 製紙及び印刷業         | 197   | 324    |      |   |
| 非金属鉱業               | 86  | 252   | 紙及び板紙製造業        | 20    | 60     |      |   |
| 陶磁器製造業              | 45  | 96    | 板紙、ボール箱製造業      | 30    |        |      |   |
| 化学工業及び関連産業          | 141 | 348   | 他の紙類製造業         | 28    |        |      |   |
| 化学及び染色業             | 51  | 169   | 他の印刷・出版業        | 98    | 142    |      |   |
| 製薬業                 | 28  | 20    | 他の製造工業          | 117   | 156    |      |   |
| 石炭、ろうそく、光沢剤等製造業     | 22  | 31    | ゴム製品製造業         | 39    | 78     |      |   |
| 金属工業                | 66  | 485   | 玩具・娯楽及び運動用品製造業  | 20    |        |      |   |
| 機械器具・船舶・電気器具製造業     | 402 | 1,457 | 雑貨製造業           | 35    | 36     |      |   |
| 電気器具を除くその他の機械製造業    | 113 | 512   | 建築及び建設業         | 39    | 1,280  |      |   |
| 電気機械製造業             | 46  | 180   | ビル・アング建築業       | 27    | 996    |      |   |
| 電線及びケーブル製造業         | 22  | 97    | 瓦斯・電気・水道供給業     | 37    | 327    |      |   |
| 無線電信機及び蓄音器製造業       | 46  | 49    | 電気産業            | 22    | 162    |      |   |
| 無線真空管及び電灯製造業        | 28  |       | 運輸及び交通業         | 236   | 1,476  |      |   |
| その他の電気器具製造業         | 57  | 75    | 鉄道              | 38    | 486    |      |   |
| 輸送用設備製造業            | 146 | 264   | 電車及び乗合自動車サービス業  | 46    | 236    |      |   |
| 自動車等の製造業            | 46  | 256   | 郵便・電信・無線交通業     | 102   | 190    |      |   |
| 車修理及車庫修理業           | 90  | 218   | 商業              | 1,032 | 1,116  |      |   |
| 航空機製造及び修理業          | 24  | 199   | 石炭・建築資材・穀物等     | 28    | 112    |      |   |
| 自動車及び航空機部品等製造業      | 34  | 85    | 他の工業資材等         | 27    | 72     |      |   |
| 他に分類されない金属製品製造業     | 191 | 320   | 食料品及び飲料品一卸売業    | 55    | 116    |      |   |
| 工具及び刃物製造業           | 22  | 38    | 食料品及び飲料品一小売業    | 276   | 310    |      |   |
| 圧縮成型品製造業            | 82  | 27    | 食料品以外商品一卸売業     | 99    | 166    |      |   |
| 他の金属工業              | 86  | 145   | 食料品以外商品一小売業     | 515   | 818    |      |   |
| 精密機械・宝石細工等製造業       | 50  | 86    | 菓子、煙草及び新聞一小売業   | 32    |        |      |   |
| 理化学用機械等製造業          | 29  | 54    | 銀行・保険及び金融業      | 167   | 268    |      |   |
| 紡織業                 | 602 | 432   | 公務及び防衛          | 388   | 984    |      |   |
| 綿紡、合糸               | 128 | 66    | 国家事務            | 185   | 438    |      |   |
| 綿織物業                | 92  | 44    | 地方事務            | 208   | 546    |      |   |
| 羊毛及び毛糸製造業           | 120 | 96    | 専門的サービス業        | 945   | 519    |      |   |
| レーヨン、ナイロン等の織物及び絹織物業 | 86  | 24    | 会計              | 23    | 40     |      |   |
| メリヤス及び他の編物製品製造業     | 92  | 35    | 教育              | 389   | 193    |      |   |
| 紡織仕上げ業              | 81  | 65    | 法務              | 44    | 32     |      |   |
| 皮革・皮革製品及び毛皮製品製造業    | 31  | 48    | 医療及び歯科          | 428   | 167    |      |   |
| 衣服製造業               | 474 | 196   | 他の専門的サービス業      | 54    | 75     |      |   |
| 男子服仕立業              | 207 | 80    | 種々のサービス業        | 1,208 | 451    |      |   |
| 婦人服仕立業              | 98  |       | 劇場、映画・演芸会場等     | 76    | 62     |      |   |
| 上衣・シャツ・下着類製造業       | 64  |       | 運動、他のレクリエーション賭博 | 41    | 46     |      |   |
| 他の衣服工業              | 31  |       | 飲食店、旅館業         | 492   | 187    |      |   |
| 靴・履物等製造業            | 62  | 61    | 洗濯業             | 115   | 32     |      |   |
| 食料品・飲料品及び煙草製造業      | 347 | 471   | ドライクリーニング・染色業等  | 31    |        |      |   |
| パン及び小麦製菓菓子製造業       | 82  | 117   | 理髪及びマニキュア業      | 33    |        |      |   |
| ビスケット製造業            | 28  |       | 対個人家事サービス業(住込)  | 156   |        |      |   |
| ココア・チョコレート等製造業      | 50  | 90    | 対個人家事サービス業(通勤)  | 210   | 33     |      |   |
| 果物野菜罐詰業             | 39  |       | その他のサービス業       | 54    | 50     |      |   |
| その他の食料品製造業          | 32  | 42    |                 |       |        |      |   |
| 煙草製造業               | 26  | 21    |                 |       |        |      |   |
|                     |     |       | 総数              | 7,085 | 13,665 |      |   |

註……小分類中女子の1,000人未満の産業は除外した。  
英国労働省調査による(レイバーガゼット 1952年6月号掲載)

婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために  
25年間の努力と好評をつづける専門誌

# 職業指導

月刊 1部60円送料4円 1カ年600円〔送料共〕

本誌は、中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係はもとより、公共職業安定所・補導所・工場・会社・研究団体等の労働・人事関係の方々にとつて、欠くことのできない指導雑誌として、ご愛読をおすすめいたします。

6月号

主要目次

7月号

|                      |                   |       |
|----------------------|-------------------|-------|
| 産業教育と職業家庭科教育……海後宗臣   | 職業家庭科教育と産業教育……杉江  | 清見介省会 |
| わが国産業経済の動向と          | ヨーロッパの職業適性検査……桐原  | 篠原    |
| 青少年の雇用……水蜜吉平         | 本年大学卒業生職業指導関係論文紹介 |       |
| 対談：職業指導の課題……江下孝・藤本喜八 | 身体障害者の職業能力調査……労働  |       |
| 作業実習の計画……アサー・A・ディック  | 働く少年少女と語る……座談     |       |
| 職業情報資料……石原義治         |                   |       |

東京都千代田区  
大手町1の7

財団法人  
日本職業指導協会

振替東京 77629  
電話九ノ内 (23) 1625・4728



お申込は最寄りの毎日新聞販売店、又は千代田区神田錦町三ノ一九婦人タイムズ社へ（電話神田256六九五）  
郵送購読料一カ月 四四四円  
半年 二五〇〇円

## 婦人と年少者

32

### ◆衆議院婦人新議員の略歴

四月十九日の衆議院議員選挙には二十二名の婦人が立候補し、左の九名が当選した。

神近市子 六十四歳 左社新 津田塾大、長崎県出身、津田塾大婦人少  
年問題研究会会長、婦人タイムズ社長  
山口シズエ 三十五歳 右社新 高安  
大、東京出身、当選五回、党中央委  
員、党婦人対策部常任委員  
戸叶里子 四十四歳 右社新 同前社  
卒、長野県出身、当選五回、党中央執  
行委員、アジア婦人協会理事長  
萩元たけ子 五十三歳 左社新 東京  
府立第二高女卒、東京出身、無職、短  
大「婦人」同人  
山下春江 五十一歳 改進黨 女子体育  
専門学校卒、山口出身、当選四回、党  
中央委員、山下組社長  
中山マサ 六十二歳 自民 米田大  
学、長崎県出身、当選四回、党婦人部  
長、（前衆議院特別委員長）  
大石ヨシエ 五十六歳 右社新 高安  
大、神奈川出身、当選五回、新日本婦  
人会会長  
堤ツルヨ 四〇歳 右社新 同前社  
長崎市出身、当選三回、会期未に入会  
顧問、日本連合会連盟顧問  
福田昌子 四〇歳 左社新 東京女  
学卒、福岡県出身、当選四回、医師、  
厚生婦科、厚生同相相談員  
四月二十四日の参議院選挙に  
よつて左の十氏が当選した。

西岡ハル 四十七歳 自由党 高安大、  
長崎県出身、当選一回、東京女子  
赤松悦子 五十五歳 右社新 東京女子  
大出身、当選一回、社長婦人同盟中央  
委員、臨時役員  
奥むねお 五十七歳 無所属 日本女子  
大卒、当選一回、主婦連合会、日本  
生活協同組合連合会副会長  
宮城タマヨ 六六歳 無所属 高安  
大、当選一回、日本婦人会役員  
卒、当選一回、日本婦人会役員

### 地方区

市川房枝 五九歳 無所属 愛知女子師  
範卒、静岡県、前、日本労働組合連  
盟上英子 五〇歳 改進黨 和洋女子  
大卒、無職、元代議士  
長谷部広子 五十四歳 無所属 東京女  
高卒、担任女子学園顧問、家事関係  
委員、前県教育委員  
安部キミ子 四六歳 無所属 共立女  
学卒、文化服装学院副校長、深川保子  
現、前県教育委員

### おしらせ

○人事異動（五月十六日付）  
婦人少年局婦人労働課勤務を命  
ずる 伊藤俊子  
（旧東京婦人少年局長）  
東京婦人少年局長を命ずる  
高崎節子  
（旧神奈川婦人少年局長）  
神奈川婦人少年局長を命ずる  
渡辺カッ子  
（旧東京婦人少年局長）  
神奈川婦人少年局長を命ずる  
谷口貴美  
（旧東京婦人少年局長）  
○婦人少年局長事務打合せ会開催  
労働省婦人少年局では毎年六  
月全国の婦人少年局長を東京に

招集して、事務の打合せを行つて  
いるが、本年度の会合は六月十  
六日、十七日の両日、労働省大  
手町会議室で開催される。  
予定の事務の打合せ終了後  
は、藤田婦人少年局長の國連の  
会議の帰朝談、国会見学、婦人  
議員との懇談、ルーズベルト夫  
人を囲む会合に参加等の忙しい  
日程が組まれている。

### ——どうなるになりましたか——

○英文資料集報一九五三年度  
版一B 29頁  
外国に日本婦人の実情を紹介  
するための最近の婦人関係の統  
計資料を英文にしたもの。  
○幻燈「四つの物語」28駒  
婦人達が家庭、職場、社会生  
活をよりよいものにしてゆくた

### 読者の倍加に御協力を

「婦人少年少者」は皆さまの御  
要望によつて増刊されました  
が、満足以来日が浅く、まだそ  
の存在を存じない方も多い事  
と存じます。本誌は労働省婦人  
少年局提供の最も新しく正確な  
資料と、一流の筆者によるすぐ  
れた記事によつて編集されてお  
りますから、婦人少年少者の問  
題に興味を持たれる方や、その  
方面の指導的な仕事をされる方  
々にはなくてはならないものと  
思います。どうぞ一人でも多く  
お読みいただきますよう、ご知  
人に宣伝ください。

### ——編集室より——

◆三号は年少者の問題を中心に  
して編集しました。年少者問題  
の筆者のうち、後藤氏はガリジ  
ン電気株式会社社長で、クリ  
スチャンであり、働く少年の教  
育を卒先して行つておられる  
方、藤田氏はこの一文を讀まれ  
ればわかる通り、年少者の人身  
売買をなくするため永年苦闘して  
こられた方です。藤田氏は二代  
目の労働省年少労働課長で目下  
立教大学教授であることに婦

### 原稿募集

「婦人少年少者」は全国に広く  
取材して編集したいと思ひ  
ます。各地の婦人少年局長を始め  
婦人少年少者に関係ある諸機関  
の事実にもとづいた活動状況  
や、実情のレポートをお待ちし  
ています。  
一、内容  
○婦人少年、その他の関係  
機関の活動  
○地方で起つた婦人少年少者  
に関する諸問題（いすれい  
なるべく具体的に）  
一、分量 四百字附三枚以内  
一、締切 毎月五日  
一、掲載の分には謝辞を呈しま  
す。送り先 本会編集部宛

人少年局の副会長であり、年  
少労働と職業指導の専門家で  
す。  
○婦人のあゆみの「青龍社」の  
る」を執筆された生内玲子さん  
は、早稲田大学を去年卒業され  
たばかりの新進で、卒業論文も  
青龍社の研究だったとのこと。  
青龍社のことにかけては、平塚  
雷鳥氏よりも詳しいくらいだ  
と、当の雷鳥女史の御推薦にな  
つた方。今、朝日新聞社出版校  
関部に勤務の傍ら早稲田の大学  
院に席をおいて研究を続けてお  
られます。婦人の歩みはなるべ  
く毎月続けてゆきたいと思つて  
います。（熱田）

昭和二十八年六月一日印刷  
昭和二十八年六月五日発行  
婦人と年少者 第一巻  
第三号  
定価 五十円  
印刷人 石井宛一  
編集人 久米愛子  
発行人 神近市子  
東京千代田区大手町一丁目  
発行所 婦人少年協会  
電話 九ノ内(23)一六二五  
（電話神田256六九五）  
郵送購読料一カ月 四四四円  
半年 二五〇〇円

平林たい子 深尾須磨子 石塚友二 中河幹子 共選

# 雨の日も 風の日も



—働く少年少女のうたえ—

一家の生計を支える小さな支柱として世の下積みになつて職場に働く全国の少年少女達が、何を感じ、何を世に訴えんとするか、純真な叫びを聞け!!

B 6 判 定価 200 円

発行所

東京都千代田区富士見町  
法政大学出版局  
振替 東京 95814 番

## 年少者の特殊雇用慣行

—いわゆる人身売買の実態—

### 内 容

いわゆる人身売買とは  
人身売買から現在までのうつりかわり  
人身売買の発生する原因について  
最近の人身売買について  
防止保護対策について  
身売り児童の保護と仲介人その他の取締りの現状

定価 200 円 送料 30 円

労働省婦人少年局編 婦人少年協会発行

